

平成27年第7回(12月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成27年12月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年12月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 徳弘 美津子 君 | 育児休暇取得の現状 |
| 2 | 竹本 修 君 | 1 第5次長期総合計画(基本計画後期5年)の作成検討を 2 農業振興地域の見直しの計画は |
| 3 | 蓑原 敏朗 君 | 1 TPPの対応について 2 運動公園の樹木の管理について |
| 4 | 児玉 助壽 君 | 細農村公園の目的外使用許可問題を検証し執行機関の管 理責任を問う |
| 5 | 内藤 逸子 君 | 1 TPP交渉が「大筋合意」したが、不安の声にどう対応する のか 2 インフルエンザの予防接種に助成することを求める |
| 6 | 税田 榮 君 | 農業の人材について |

出席議員(13名)

| | |
|------------|--------------|
| 1番 萩原 敏朗 君 | 2番 中村 昭人 君 |
| 3番 児玉 助壽 君 | 4番 内藤 逸子 君 |
| 5番 稲田 榮 君 | 6番 福岡 仲次 君 |
| 7番 三原 明美 君 | 8番 河野 浩一 君 |
| 9番 安藤 洋之 君 | 10番 林 光政 君 |
| 11番 竹本 修 君 | 12番 德弘 美津子 君 |
| 13番 川上 昇 君 | |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|----------------|---------|
| 町長 | 日高 昭彦 君 | 副町長 | 清藤 莊八 君 |
| 教育長 | 木村 誠 君 | 会計管理者・ 会計課長 | 橋本 正夫 君 |
| 総務課長 | 押川 義光 君 | まちづくり課長 | 永友 尚登 君 |
| 産業推進課長 | 山本 博 君 | 農地課長 | 新倉 好雄 君 |
| 建設課長 | 村井 俊文 君 | 環境水道課長 | 大山 幸男 君 |
| 町民健康課長 | 三角 博志 君 | 教育課長 | 米田 政彦 君 |
| 福祉課長 | 篠原 浩 君 | 税務課長 | 杉尾 英敏 君 |
| 代表監査委員 | 谷村 裕二 君 | | |

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） おはようございます。通告書に基づき質問をいたします。

国の少子化対策ではさまざまな模索をしているようですが、安倍首相も新三本の矢の一つに子育て支援、希望出生率1.8を目指し、待機児童ゼロの実現や、幼児教育の無償化の拡大、多子世帯への重点的な支援などによる子育てに優しい社会をつくり上げるとあります。

現実的に幼児教育を無償化にしたら、7900億円要ると言われております。

地方においても若い女性が都会に流れ、人口減少はますます坂道を転がるように進んでいきます。川南町、人口ビジョンでも昭和60年から人口の流出が続き近年は出産世代の人口が低くなり、未婚率と合わせ、合計特殊出生率1.57とし、このままでいくと2040年には人口1万2100人と推定されています。

意識調査では1人当たりの理想の子供の数は2.34人を望み、現在の本町の合計特殊出生率1.78人の現状では、0.5人の差があると書かれています。

町長も都会に住む子供たちが、いずれ川南に帰ってくれることを願っていると思いますが、現在地方に住む20代から30代の女性が、安心して結婚と子育てができる、人口1万6000人だからこそできる支援を一緒に取り組むべきと考えます。

川南町では、定住促進で持ち家取得の補助として40代以下夫婦の世帯の補助上乗せ、町内事業所に勤務し、かつ新規に川南に住む方への家賃補助など、その姿勢は見えますが、女性が働く場とした環境づくりはいかがなものでしょう。

役場は、産休、育休制度が整っておりますが、他の事業所での育児休暇の取得率はまだまだ伸び悩み、育児休暇を取ることが難しい中、一度、退職をせねばならない状況です。

しかし、女性の活用と育成では事業所などの女性が退職せずに育休が終わっても帰る居場所をつくることが役割であると考えます。

女性の活用を国がいいますが、本来はある程度の年齢までは母親が育児できることが一番です。恵まれた環境にいる母親はしっかり子育てできますが、現実的に貧困の子供が6人に1人といわれる今の経済状況は、社会復帰を早急にできる世の中をつくることです。

国は子供をつくれません。子供を産みやすい環境をつくることが私たちに課せられたこと

です。

子供を産むたびに育児休暇を取ることができず離職し、リセットさせられる状況をつくらないことが急務です。

そこでまず、若い女性が勤務する、公立、私立保育士の育児休暇取得について伺います。

短大など出て、町内に残って保育士資格を得た若い方が、保育所や幼稚園に勤務しております。その方々はある意味結婚をして子供を産み育てる最たる方々ですが、実際に産休や育児休暇を取る制度がいかされているか、その調査をされているかをお聞きします。

1番の、まず公立保育所による正職、臨時保育士の産休、育児休暇取得の現状についてですが、公立は基準にのっとって、正職員の育児休暇は取れていると思いますが、今の現状と臨時職員への取得はいかがなものでしょうか。

それから2番目の民間保育所の正職、臨時職員の各々の人数や、年齢、構成、資格の有無など、また産休、育児休暇取得の現状把握はできているのか、できれば4つの保育所全てについて教えてください。

国、県、町で措置費を出す民間保育所の環境整備に一緒に考えていくから始めていき、徐々にほかの事業所にも波及できるように川南が先駆けて、女性が川南で働きたいと思える環境をつくっていくことが重要であると考えます。

そのためにも、民間保育所の育児休暇取得の現状はどれほど把握できているのかを伺います。

国全体で新たな確保が必要となる保育士の数を6万9000人と推計しております。町長も就任されて4年7ヶ月になりますが、長期総合計画を継続し、保育所の民営化を進めて、現在では2公立、4私立保育所となって、第6次行政改革大綱でも平成30年度番野地保育所廃園を含み、全ての保育所の民営化を計画しております。

一方、私立保育所がふえたことにより、個々の保育所精神にのっとった保育をされ、実際、保護者の信頼もあるように聞いております。私も、保護者の立場に立って保育事業の拡充ができるならばと民間委託が提案されたときも賛成もし、議会でも可決して現在に至っております。

しかし、現実は、利用する側の利用しやすい、あわせて保育事業の拡充で、母親が働きやすい環境を整備したとも言えますが、一方では過重な労働の保育士や、低賃金の保育士をふやしたにすぎません。

これは国の民間でできることは民間での、行政改革の一つですが、そのツケは結局所得の低い労働者をふやし、契約社員をつくり、消費を伸びない、そして結婚、子供を産むことも難しい世の中をつくっていったと考え、このような国に未来があるとは思えません。

子供たちの将来なりたい仕事に幼稚園、保育所の先生が3位に位置づけられておりますが、現実は資格を生かさず別の仕事につく人も多く、潜在保育士も推定で55万人いると言われております。

この潜在保育士の掘り起こしも、国も介護福祉士不足と同じように近々の課題としているようですが、おそらく資すると思います。

3点目ですが、全国的に保育士不足が上げられておりますが、川南町内保育事業は不測の事態があれば今度どのような取り組みを考えているか伺います。

また4点目の保育所に限らず、一般的にも育児休暇が取れにくい現状を町長はどのように考えているのか、また対策などについてどのような考え方があるか伺います。

以上、よろしくお願ひします。あとは、質問席より行います。

○町長（日高 昭彦君）　ただいまの徳弘議員の質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、子供に対するこれからについてというのは、非常に大切な視点であると考えております。

具体的に質問をいただきましたので、項目ごとにお答えさせていただきます。

まず、保育士の育児休暇、そういう取得状況はどうかということでございますが、本町においての保育士、正職員については、産休、育児休暇を取得しておる職員が2名でございます。臨時職員については、現在は取得しておりません。

それから2番目の民間保育所の職員の数、それに関連する質問についてでございますが、民間の保育所で4つありますが、細かいことはまた必要に応じて担当課から報告させますけど、89名のうち、正職員が36名、40.4%になっております。

資格に関しては79名が持っておりますので、9割近くの方が資格を持っておられると。

年齢構成でございますが、全体的にいうと、一番多いのが30代でございます。3割程度になっております。次が50代、40代ということになっております。

民間保育所に関する産休、育児休暇の取得状況というのは、残念ながら把握はしておりません。

3つ目について、全国的に御指摘のあったとおり保育士が足りないんじゃないかということで、国のはうも29年度までに保育士6万9000人を養成すると、目指すということを新しい保育士確保プランとして取り上げてございます。

川南町においては、現状という形で述べさせていただきますが、議員も多分御承知だと思いますけど、保育士の数というは常数、規則で決められております。例えば、零歳児では、3人に1人必要ですよとか、3歳児では、20人に1人だったと思います。年長さんになると30人に1人、そういうことで現在の4月現在でありますと、民間で350人の定員に入職者は378名でございます。そのときの年齢構成からして必要な保育士の数が49名です。の中で現状としては59名ということで、川南町に限って言えば保育士の数は足りていると、ただし、途中入所者も当然、状況としてはあらわれてくると思いますし、逆に保育士さんの数から、あと何人は見れますよという計算になってくる、実際はそうなってくるんだと思っております。

いずれにしても、今、現状として言われている一般的な話ですが、保育士さんの資格を持

っての方はいらっしゃる、じゃあなぜその応募がないのか、自分から職員になりたがらないのかというと、議員が言われたとおり、責任の重さに比べるとそういう給与も含めた手当のほうが十分じゃないと、ですからみずから正職員じゃなくて、臨時を希望する方が多いとも聞いております。

今後について、非常に責任が重い、重くないじゃなく、大事な部分でありますので、国も支持しているとおり、そういう処遇改善については川南町としても当然できることを考えいくべきだと考えております。

最後に、保育所に限らずそういう育児休暇について、そういう環境を整備するのが我々の仕事でありますし、宮崎県においてはいつだったか忘れましたけど、知事を含め、各首長全員で育ボス宣言というのをさせていただきました。育児をする男性陣、それも企業トップがしっかりと自分から育児を取ろうという姿勢は出しております。過去においては今現在も含めて、確かに女性にとってなかなか育児を取りづらい現状があるっていうのはいろんなところで聞いております。しかしやっぱり大事な部分でありますから、今は、男性も女性も一緒に育児をするんだという方向性は感じておりますし、それを具体化していくのが我々の仕事だと感じております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、最初に公立保育所については、今2名の育児休暇を取ってる方がいらっしゃるということで、臨時さんっていうのは、結局育児休暇が取れない制度になっているんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 結論からいうと、育児休暇は取れます。ただし、正職員の場合といろいろな条件が変わってきます。例えば、有給なのか無給なのかという、細かいことは必要になれば担当に答えさせます。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

臨時職員の産休及び育休に関しての御質疑でございますが、臨時職員についても産休は、産前、産後の8週がありますが、これは無給でございます。

育休につきましては、1歳に達するまでの間の1日30分、1日2回を限度として授乳のための休暇がございます。ただし、これにつきましても無給でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 公立において無給であるということで、実際臨時の方は、逆に言えば、もともと絶対数が足らない中で結局正職ではない部分で臨時っていう方がある意味大きな扱い手であると思うんですが、これを例えれば無給である部分を、町独自の政策によってある程度の措置をするとかいう部分がまた出してくれれば、またそういう臨時を希望する方も出てくるのかなと思っておりますが、2番目にいきますが、先ほど町長は私立保育所については細かく把握はできていないということですが、担当課としてもそれぞれは持ってらっしゃるんでしょうか、数字は。

例えば、育児取得を今、現在取れてる方たちが実際いるかいないかっていう部分。

○福祉課長（篠原 浩君） 私立保育所関係の育休、産休については、担当課のほうでも把握してる現状はございません。といいますのが、県の監査資料の中では職員の構成であったりとか、そういう部分の提出資料はありますが、育休等についての部分がございませんので、その部分に関して調査した経緯が今までございません。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 県の資料っていいますが、実際に例えば4つの保育所がありますが、担当課の方が現状把握とか、保育所を訪問したりして、実際どういう状況であるかということの調査っていうか、話をしたりはしないんですか。

担当課の方が、各私立保育所を訪問したりして、実際、どういう状況であるかということの調査というか、話をしたりはしないんですか。

担当課の方が、各私立保育所に尋ねていったり、現状聞いたりしたり、聞き込みはやってないんでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたしますが、担当課のほうで職員の雇用関係について現状、どういう状況にあるかっていう部分については、私立保育所を訪ねたときにどういう状況ですかっていう問い合わせはしています。集まりにくいとか、どういう状況で集まりにくいのか、そういう部分に関しては聞いたりはしますが、育休、産休とかそういう部分に関しては今まで聞いておりません。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 聞いておりません。

実際、本当にその私立保育所では育児休暇が取りにくいという現状を、声を聞きます。民間に委託しても本町がサービス内容に責任を持ち、安定的なサービスの提供を図ることが必要であると感じます。

安定的なサービスとはどのような状況かによっても既定の保育士の確保ができること、働く保育士自体が結婚と子育てができる環境におくことが行政の責任であると考えます。

それは、保育所の声を聞き、行政でできる範囲のことができるように入材の確保と一緒に考えていくことが責任であると考えます。

それらを含めた私立保育所との連携などを行っていただきたいなと思っております。

川南の場合のホームページを見ると、私立保育所の概要っていうのはあんまりよくわかりませんが、ある沖縄のところの市は、もう各私立保育所の決算書まで全てホームページで出して、概要がすごくわかるようになっています。

やはり、行政が一緒に措置費も出しているわけですので、きちんとその状況であるとか、私立保育所のことであるとかは、知るべきだと思います。

それから、先ほど町長が言いましたが、低賃金によるものということで保育所離れがふえておりますが、処遇改善で国の保育士処遇改善というのがございますが、これは全額保育士

に支給されているかどうかの確認は取れているでしょうか。

今、実際、それがあるかどうかですね。

○福祉課長（篠原 浩君） 保育士の処遇改善については、平成26年度までは別の枠で処遇加算事業という形で行われてきましたが、平成27年の新しい子育て支援法の中では、公定価格の中に組み込まれる形になっております。

本年度が初年度でございますので、その部分に関しては、まだ現状ではどういう形になるかっていうのは明確に示されておりませんので、実績が出てこないと何とも言えない状況でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） ちょっと、わかりかねないんですが、ことしからは、支給の方法が変わったということですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

今年度からは、児童1人当たりに支払われる公定価格の中に、処遇加算分も含まれた形の公定価格が設定されまして、その中で措置費が支払われるという形になっております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） では、現実に、それが本当に保育士に還元できるかというのがわからないのだと思います。

ちょっと私もいろいろ聞いておりますが、宮崎市のある保育所の所長さんと話をしました。この処遇改善については、大体1人10万くらいの加算であるということを聞き、それをきちんと月に換算したりとか、ボーナスで上乗せをするように、そこの園はしていると。

多分、ボーナスの中で加算をしていくことでちゃんと給料明細の中に処遇改善っていうものをうたわなければいけないとその方は言ってるんですね。だから、きちんとそれは加算されるはずですということを言われました。

もう一方の別の保育所は、ことしからはそれがなくなりましたと園長が言うわけです。経営者が。そこは完全に私立ですので。

経営者がことしからなくなりましたということを言われています。このように差がないよう、これ1年終わったときにまた処遇改善についての追跡調査をしていきたいと思いますが、こういう制度をやった国の問題があるかと思いますが、これは、国、県にも考えていただいて、きちんと保育士にこれが還元できているか、還元しないとおかしいですよね、処遇改善なので。

それを園児1人当たりに加算をするという措置の中で上乗せするということ自体が制度的におかしいのかと思います。

ここでどうこういってもいけませんが、町は町の姿勢として、やっぱりそれは取るべきだと思うし、逆に言えば指導としてそういう加算の方法は処遇改善として加算してるんですよということをきちんと保育所側に言ってほしいなと思います。

独自に、宮崎市とは、国の保育士待遇改善とは別に、昨年度までは2年間ですが、月額7,000円の支給をしておりました、宮崎市独自にですね。

今年度は、県も市も金がないっていうことで出さない予定でしたが、保育士会の運動で半額が出たといいます。

各行政でそういう待遇改善をやっていくこともそれは可能であるかと思います。保育士確保をする若い人を離れさせないために、さまざまなやり方がある中で、きちんと目に見えるように保育士の方に改善ができる手当をしていくっていうのもあるのではないかと思っております。

先ほどから、なかなか保育士、各私立の保育所に対して、育休のことは聞けないといいますが、ここで一つある私立保育所の方の声をちょっと代弁させていただきます。

個人的に人手不足すぎて結婚したくてもできなかったり、妊娠したくてもできなかったり、やめたいときにやめられない現状があります。そして、一番は上からの圧力が大きいです。きっと、どの園でも、会社でもそうでしょうが、結婚、妊娠をすることを伝えるのは相当な勇気がいります。どんな状況でも喜ばれることは少ないかと思います。ニーズの多いところはなおさらそういう機会を逃している若者が多いと思います。

やはり制度上は育児休暇はあるけれども、現実的には取りにくいというのが現状です。

結婚がしたいと言えばまだ早いと言われ、結婚しないと言えば、早くしろと言われ、私の友達も上からの圧力で結婚できないと嘆いています。

実際、担任になれば途中でやめることはできますし、ましてや体調を崩すことさえできません。保育の現場こそ、結婚、妊娠がしやすいと思われるがちですが、一番難しい現場だと思います。解決法は、保育士になりたいと思える環境をつくることしかないと思います。

賃金が安い、残業が多い、持ち帰りの仕事が多い、休みも休めない職場なのでやりがいを感じるもの、現場から離れたいと思うのも無理ありません。

子供が産みたくても産めない環境になっているのが今の保育の現場だと思います。

いろんな家庭を見ている職業だからこそ、結婚への関心が低くなる一方です。

そして、これだけ公立を減らして、保育士が余っているはずなのに、現場には戻さない。私立は公立から回された子供たちを人手不足の中、休みなく働く、どこの園も大変なのは一緒だと思いますが、よかれと思って現場を知らない人たちがいろんな制約をつくったり、変えようとしていますが、実際現場で働いてみてみないとわからないことが100%だと思います。

どれだけ大変な思いをしても報われるほんの一部の人たちだけ、私たちはそんな世の中で我が子に大変な思いはさせたくないです。その思いが結婚したくなかったり、子供を産みたくない傾向へともっていくのではと思います。

保育、介護の業界が、こんなに世間に騒がれているのに改善されずに、また同じ繰り返しをして何をどうしたいんだろうと思うときがあります。もっと相互がうまくやれるよう、町

のみならず、一人一人が考えていくべきと思います。

このような本当に切実な声があつて、実際に私立保育所でも育児休暇が取りにくくという現状があります。しっかりとそこは調査をしていただきながら逆に言えば、その取りにくく制度をいかにして町がやれることをしていくかっていうのも大事ではないかと思っております。

それから保育所不足、質問3によりますが、現状の中では不足はないという感じでおりますが、実際に育児代理の保育士の確保は、町の場合は、育児休暇の場合の臨時の確保っていうのは容易にできているんでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 德弘議員の御質問にお答えします。

産休のときの代替職員を探す部分ですが、これについては町としても苦慮している現状がございます。なかなか募集をしても集まらない、結局は、最終的には保育士の横の連携で何とかかんとか集めてるっていうような現状でございます。

その中で、有資格者じゃなくて、無資格っていう部分もやむを得ず雇用という部分にもなってる現状がございます。

こういう部分に関しては、今後、そういう保育士関係の登録とか、そういう部分を県が28年度にするという形で動いているようでございますので、そういう部分も含めて今後の課題かなというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議員（德弘 美津子君） 先ほどから言うように、本当に保育士になり手がないっていうことで、提案っていいですか、現実的にどうかなと思いますが、提案としては保育士不足の現状、解決の一つに、町独自で人材バンクの設立を行うと、実例として、菊池市では、菊池市保育士など人材バンクを設置し、菊池市内の保育園で働きたい人たちと、保育園の橋渡しをすることで、就労を希望する人たちへの支援と、保育士などの人材確保に取り組んでいます。

保育士や看護師などの資格を持っているものの、現場を離れている人たちの登録をするものです。もちろん公募も必要ですが、各種団体やPTAなど、また元保育士さんのOBなどの登録をしていくっていうような人材バンクの設立というものの方はいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今、すばらしい提案をいただきました。今、議員が言われたこと、先ほど現場からのメッセージというか、あれもやっぱり深く伝わってきますし、大事なことは我々としては、今、現状がどうなっているのか、そしてその人たちはどこにいるのかっていう、そういう状況を把握すること、そしてもう一つは現場の声を言われるようにしっかり聞いて、町として必要なことは、今後、取り組むべきだと思います。

今、菊池市の話でしたかね、例を聞かせていただきました。現状としては、まだ準備も何もしてませんし、今、初めて聞かせていただきましたけど、今後も、こういう参考になる意見があればいろんな形で伝えていただければ非常に助かると思ってます。

ありがとうございます。

○議員（徳弘 美津子君） ちなみに、宮崎市の場合は、この人材バンクは社協がやっております。先ほど言った、私が言った保育所、ちゃんと処遇改善している保育所は、きちんと育休取らせて、今3人の予定者がいますって言われ、その手当をどうしてますかって言ったら、やっぱりその人材バンク、社協の人材バンクと、あとは派遣会社に頼んだり、公募したり、いろんな手立てをして最大限の努力をして募集をかけていますと、派遣の場合は、実際臨時でしたら880円なんですが、派遣の場合1,100円という賃金の差が生まれるのでこのあたりをちょっと理解してもらうのが大変だということはあります。そういう努力をしております。

それから、次の、第4問ですが、育児休暇が取りにくい現状の中で例えば保育士を持たない臨時職員の人たちというものがやっぱりある程度の人数の中ではいらっしゃると思うんですね、実際の町の保育所でも無資格者の臨時の方がいると思いますが、その方が保育士資格を取るための補助という考え方っていうのがあります、いかがでしょうか、そのあたり、保育士をふやす、実際の人数をふやすっていう考え方です。

○町長（日高 昭彦君） 現実的に、済みません、私の中に、頭に入っていませんでしたので、即答はできかねますが、やはり我々がやることは必要なことはしっかりと今後処置することだと思います。

今、議員の言われたことに関しては、今のところは考えておりませんけど、それはいろんな形で検討してみたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） その無資格者含めて、先ほどの人材バンクではありませんが、例えば現場から離れている人たちのために、例えば保育士、看護師の再チャレンジ事業として講習などをつくるとか、そういういろんな学びの場を与えつつ、資格を得てもらうとか、現場に一回また戻っていただくとか、例えば、もう子育てが終わった40代、50代の人たちがたくさんいます。その方たちは、実際の子育てをした経験の中でいかされて、保育士に戻るときにはすばらしい能力を発揮すると聞いております。

実際、私ごとですが、私の妹も今56ですが、2年前に、ずっと病後児保育所にいたんですが、やはりいろんな能力っていいますか買われて正職になりました。

実際、正職になると逆にいえばきついんですね、早出とか、遅出があるから、でもそれができる立場にいるわけです。もう子育て終わってますので。

そういう人たちの掘り起こしをするために、やはりいろんな講習とか、講座とか、勉強会であるとか、そういうものをまた別途にそういうものをやっていくとか、そういうこともやっぱり考えていいければいいのかなと思っています。

そして、育児休暇が取りにくいっていう現状を、これをどうしていくかっていうことですが、私の考えるところは、乳児保育所の設立、これは公立が責任をもってやっていくと、国は育児休業の取得を拡大したいでしょうが、そうはいかないのが現状です。

では、育児休業が取得できなくても子育てを継続しながら、仕事も継続できる制度を町として確立したらしいと思い、乳児保育所の設立を提案します。

目的は女性の就業支援、少子化対策、出産、育児に伴う経済負担の軽減、人口減少の対応ということです。その対応としては、育児休暇取得ができない方が希望すれば、原則ゼロ歳児の保育を優先的に受け入れる。そのために、入所基準の緩和が必要となります。ゼロ歳児受け入れのため、公立保育所の受け入れ年齢を生後8週程度に引き下げ、今は3カ月、4カ月ですかね、そこを引き下げ、民間の保育所にもその引き下げ要請を行い、そのための人材確保が必要となります。先ほどの人材バンクの創設をして町が募集をかけるというやり方をして、すべからく女性が働く、本当は育児休暇をとって1年なり、2年なり、自分の子をしっかりと見るのが本当です。

でも実際、経済的状況の中でできなければ、もちろんおばあちゃんがいらっしゃる方はその方でもいいでしょう。その中で狭まれた中で、専門の乳児園を、例えば番野地保育所を閉鎖しようとするならば、そこの施設を利用するなり、やはり公立がお金にならない部分をやっていくというやり方も今後考えていけたらなど、いってほしいなと思っています。

例えば、私の考える乳児園ですが、例えば潜在保育所の養成する施設とした活用の方法、退職や保育の実務経験から遠のいた人の復職の支援施設。公立の果たす役割としてそこで学んだ人たちを、経験積んだ人をほかの民間保育所へまた戻して、派遣するというか、そこで実務を経験していただくと、あとは一番肝心なところです、親の教育です。親の入り口である乳児を預かる園として、月に1回ほどの学習会や、ランチミーティングなど、保護者の学びを与える。このように今は子供の教育と同じように、親の教育もしていかないといけません。この乳児園というものを使いながら親をしっかりと教育していただくと、このような考えは、町長の考えの中ではどうでしょうか。いきなりですので。

○町長（日高 昭彦君） すばらしい御提案をいただきました。余りにもたくさんで覚えきれないような気がしますが、キーワードとしては、学びの場をしっかりと確保すると。それは、子供たちもですが、今言われたように親も、そして我々行政もということだと思いますし、また乳児専門の保育園についても公務員がやるっていうのは民間ができる部分っていう視点は十分ありますよね。

失礼な言い方をすれば採算が取れない部分については、やっぱり公の機関が責任を取るという異論はしっかりと私持っております。

今言われた提案については、何度も申し上げてますけど、全く予定してなかったので、今後本当にそういうことを検討できるようにはしたいと思います。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ、病後児保育もずっと言ってますが、こういうこととか、本当に採算ならない部分をぜひ担っていただける温かい川南をつくっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川上 昇君） 次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 通告に従い、第5次長期総合計画の後半に当たる基本計画の作成に当たっての検討、農業振興地域の見直しの計画はあるのか、2点について町長の考えをお伺いします。

1点目の、総合計画の後半における基本計画ですが。同時にローリング方式で作成されます実施計画書について再検討を望むものであります。

私は、9月の定例議会において行政の組織について商工業に関連する係について整理してはとの質問をさせていただきましたが、町長は産業として捉えているので、産業推進課で今後も業務の継続を図ると言われました。

そこで、今回については、産業をどのように捉えられているのか、町長にお伺いしたいと思います。

川南町は平成23年3月において、第5次長期総合計画を策定し、前期5カ年計画を計画され、その5カ年が27年度で終わりになり、新たなる後期5カ年計画が28年度から実施されることだと思います。

基本計画を策定されるに当たり、同時にローリング方式による実施計画書を作成されるとと思いますが、実施計画書の見直しをぜひ行っていただきたい。前期5カ年を見ると、基本計画の目標に実施計画書の内容が伴わない、例えば現状の実施計画書はその年の補助事業の説明であり、また事業の効果も示されていない。

国においては、国民総生産がGDPを600兆円と目標を掲げ、あらゆる産業にテコ入れをされつつありますが、本町の目指す川南町総生産額もあってよいのではないかでしょうか。

あらゆる産業では、必ず毎年実績計画は策定されます。また、年が明けると税の申告時期を迎えます。個人においても、1年の総括と計画は多くの人は立てます。

町長、川南町の目標を立て、その目標に向かって事業推進を図ってみてはどうでしょうか。農業、漁業、商工業と全産業を集約した川南町総生産がGDPが示された基本計画の作成、実施計画書の作成をぜひ行っていただきたいと思います。

2点には、農業振興地域の見直しが計画されているのかお伺いします。

見直しは随分長く行われていません。200ヘクタールの遊休農地がとやかく言わますが、実際農地の面積が確定しないと町の実施計画書は基本的には作成できないと私は思います。生産額は、その農地から生まれるものだと確信するからであります。

見直しの計画がありましたら教えていただきたいと思います。

以上2点、町長の考えをお伺いします。

詳細につきましては、質問席から行いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの竹本議員の質問についてお答えをいたします。

議員も職員時代にこういう長期計画の策定等にいろいろ関わっておられましたので、御存じかと思いますが、皆さんの意識を一緒にするために簡単に説明させていただきますが、御

承知のように基本計画というのは、まず目指すべき将来像ということで10年間の基本構想をつくります。それが、前期、後期に分かれて具体的な各分野ごとの具体的な施策、また数値による成果目標を明らかにする5年分の基本計画。来年から、その後期分の5年間を今作成しております。

最後に、この5年分の基本計画を実際具現化するために、実際やるためにローリング方式という言葉を言われましたけれども、毎年つくるのが実施計画でございます。

当然、それにおいて、数値目標というのは必要なことでございますし、議員が仕事をされていた時代と、今の内容が多少変わっているのは十分承知しております。

必要なことは、しっかりと目標を決めて動く、実施計画においての2年分の事業でございますので、これはより具体的に動いておりますし、全てのものに、全ての数値を必要であるかというと、やっぱり必要なところには必要であります。例えば、畜産部門でいくと、頭数とかいうわかりやすい数字が出ると思いますが、逆に園芸部門にいくと、やはり作物も年度的に変動がございますので、それに合わせて当然5年間の基本計画の中で数値を定めて実際に2年ごとの実施計画、ローリングになりますけど、実施計画の中で展開していくということございます。

結論から言うと、目標が必要かどうかというのは、十分必要であるという認識であります。

ただ、議員が言われるとおり、全てのことに関して現在やってるかというとこちらのほうで大きな目標を立てさせてやっております。

細かい意見は、また後でお答えしたいと思います。

2番目の農業振興地域の見直しの計画ということでございますが、もう既に今年度27、28年度の2カ年で全体の見直しを行っております。今年度については、資料の収集、整理、それから農地現況の調査等の基礎資料をつくっておりまして、来年度は計画を策定して、県との事前協議、そして最終的に計画書の提出ということで予定をしております。

以上です。

○議員（竹本 修君） それでは、この長期総合計画基本計画の内容につきまして、通告の件につきまして再度確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、町長のほうから言われました、第5次川南町長期総合計画、私の手元にもありますが、これらに基づきまして前期の5カ年、後期の5カ年ということで、28年度年が明けますと後期ということに、そこで策定ということになろうかと思いますが、それにおきまして先ほど私が質問の中におきましての実績と目標を掲げたらということでございますが、川南町におきましては口蹄疫が平成22年の4月の20日に発生しまして、その年につきましてはもう作業どころじゃないというのが実情でございました。

そういうことを踏まえまして、実施計画書はここにありますが、20年から21年の実施計画書につきましては、これでその年に口蹄疫が発生して、次の年は策定できなかったという私は記憶をしております。そういうことの答弁でございました。

そういうことでそれは致し方なかったというふうに思うんですが、それ以降、この実施計画書に先ほど言いました実績と目標というものはそれ以降につきましては、資料としてはございません。

今、あつてるのは、この実施計画書、27年度、28年度ということになりますが、6月に年度初めにそういった説明がございますが、それらにつきましてはここで説明してあるのはことしの事業実施される項目、それから来年実施していくこうという目標、そういった形の内容等でございます。

早く申し上げれば、どの作物におきましても、どんな畜産の品目におきましても、こういった数字をこの事業によって次の年はどうなるんだというのはございません。そういうことで、改めて目標たるものというもので、考えていかなければいけないよう思います。

そういうことで、この1番の中で実施計画書の町長の位置づけということで聞いておるわけですが、先ほど言わされました内容的にはちょっと不十分で、実際に町長としてこれらの平成21年まではそういった実施計画書のもと、今の実施計画書のこの違いの中で町長の考え方があれば教えていただきたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） こういう長期計画のことございますが、今年度後期の5年分を今つくっておりますので、28年から32年になりますか、それについては当然必要な目標は立てます。それは当然上げるべきだと思いますし、そうしております。

その中の具体的な事業ごとの出せる数字は実施計画の中にも出しているつもりでございますので、議員が御指摘のようにもっとわかりやすく、町としての計画というか、やっぱり必要な部分については当然それは出すべきだと感じております。

○議員（竹本 修君） 私は、言いたいのは、やはり個人的にもそうでしょうが、一つのことしこれだけあった、来年はこうしたいというものが、町のほうでやはりそういったものがなければ一つの事業の推進というものにはならないだろうと思います。

一つずつの考え方をおありのようですが、それを全体的に取り上げないと、川南町として町長がいつも言われますような、川南町につきましては農業の町だ、農業の町であれば、農業生産額、そういったものが実際的に積み上げていかなければ私は対外的にもそういった説明と、挨拶の中でも一言の言葉として言えないんじやないかというふうに思うんですが、そのあたりはどうでしょうかね。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁をさせていただきましたけど、今、後期の基本計画をつくっておりますので、今、議員の言われる必要な数字っちゅうのは当然今盛り込んでいるところであります。

○議員（竹本 修君） そのような中におきまして、今、転作等も推進の中で50%以上の田んぼにつきましての転作という等がありますが、その中におきましても奨励品目の13品目を指定して、町は推進を図っておられます。

ですから、その13品目じゃないけど、そういった形の積み上げというのをぜひともやらな

ければそういう言葉としての発生も私はできないように思うのでございます。

隣の町の高鍋の町の総合計画がありますが、この中にちゃんと1年前の実績、そういう形、これから目標というものはございます。当然、私はそういったものがある中におきまして、そういう位置づけをやっていただきたいなというふうに思います。

2番のほうで口蹄疫後の実施計画書には町の目標とする生産がない中での事業の推進、特にこの口蹄疫の中におきまして、畜産関係はゼロからということになったわけですが、それにつきましての目標というものは、おのずと生産農家はそれなりに考えておりますが、町としての考え方、そういう積み上げというものは昨年の実績を踏まえながら計画されるべきではないかなというふうに思いますが、このあたりにつきましても先ほどの答えと一緒になんでしょうかね。

○町長（日高 昭彦君） 必要な目標は当然立てておりますので、特に畜産においてはそういう頭数等について出しているつもりでございます。

足りない分、今後、必要があればまた皆様に相談しながら決めていくかと思いますが、今としては必要な分は出していると、それを今後後期の計画に反映させるというつもりでおります。

○議員（竹本 修君） 先ほど登壇したときにも申し上げましたが、町長におかれましての、町におきましての農業生産額、それから漁業生産額、そういう町民の総生産額に関する考え方というものを私は再度望むものであります。

町長は、この産業推進課で産業部門は全部やっていくという話でお伺いをしたんですが、その考え方に基づくなら、やはり商工業におきましての総生産額、いろんな川南町としてのそういうものを把握するべきじゃないかと思うんですが、漁業におきましても水揚げが若干年々私は少なくなってるというふうに思うんですが、そういうことも含めて現状というものを総生産額の中で見通したものでなければならないだろうというふうに思います。

先ほど言いました口蹄疫からもう5年たちます、そういう中におきまして今回取り上げてますのは、実施計画書も昨年の実績を踏まえて、ことしにつきましてはこういった計画でありますよと、この事業をやってこういった計画達成を図りたい、そういうものでやるべきじゃないかというふうに思います。

それと合わせて3番に移りますが、実施計画書の中に畠かん事業の現況、それも一つつけ加えていただきたい、そういういますのも、もう平成25年度で本管の配置は終わっております。それから支線等、平成33年の最後の年までに向けて、今、実施されておりますが、それらの事業の推進と農地の取り扱いの中を現況の中でそういう利用状況、それから作物の推進等も図られてはどうでしょうかということで御質問をさせていただきたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、まず今言われた、しっかりと現状を把握するというのは、本当に重要なことでありますし、その中の一つの指標としてその目標とする総生産額、それも当然入っていると思います。

今、例えば産業推進課の中の農業について言わせていただくならば、全筆調査、全ての圃場の調査をずっと継続でやっておりますので、そういうまず現状の把握はしておりますし、今後、何度もおっしゃられたとおり生産額として目標を出すのか、どういった形で出すのか、やはり町民の皆様にわかりやすい形で計画というのはつくるべきだと思いますので、今言われたいいろんなことはこれからちゃんと精査して入れていきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） 今、町長は、町民にわかりやすい言葉でいきたいと、そういうことをおっしゃいました。私は町民に理解されるものはやはり数字的、前の年の実績、それから計画というものを明確に、ある程度明確にされたほうがいいんじゃないかと思っております。

ここにJAの資料、それから、各団体の総会資料等を持ってきておりますが、JAにおきましては、口蹄疫後のことにおきましては百十何億ですか、そういった方の取り扱いがございます。やっとといいますか、口蹄疫前の比べての、そこ辺に達したということでしょうけど、それらを考えていった場合に、漁業、それから商工業、そういったことを考えますとやはり倍近くの創生予算額があるんじゃないかというふうに思うんですが、そのあたりを明確に手にすることによって町長のさっき言われた町民への理解というのは、私は深まると思いますが、その点いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどもお答えさせていただきましたけど、やはりわかりやすく伝えるというのは非常に重要な視点だと思っております。その中の数字というものは、確かに重要な部分でありますし、当然そのこともやってるつもりでございます。

例えば、全ての数字が必要かという、どこが必要かというのは我々も吟味してそういう計画としてさせていただいているつもりであります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時09分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（竹本 修君） およそ、町長の答弁の中を聞いてみると、今までどおりの実施計画書を掲げながら、基本計画を組んで、実施計画書、ローリングをしていきたいという、今、実施されていることのようですが、さらにこの実施計画書作成されるに当たって、主な品目、そういった重要品目、奨励品目、そういう形のこともないような形に伺いますが、そういうことでよろしいんでしょうか。計画書の中には、そういった目的、そういった計画は、そういった生産額のなるものにつきましては記載しないと、そういうことでよろしいんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 必要なものについては、記載するという考え方でございます。

○産業推進課長（山本 博君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから、その生産額といったところを申されておりますが、以前から、川南町の生産額につきましては、おおよそ200億という数字が出ております。これは平成22年の数字であります。そのうち畜産のほうは150億といった数字が出ておりました。これはJA尾鈴の数字をもとに畜産におきましてはいたしております。また、園芸におきましてはJA尾鈴の数字をもとに実績を出しまして、こちらとしてわからない部分が、畠外であったり、市場であったりといったところの数字は分かりませんので、そのあたりをプラスアルファして、この数字は出しているんではないかと思います。

言われるように、今現在JAと、漁協等の数字等は把握できますが、そのほかの数字というのは、なかなか困難な部分があります。ですから、竹本議員がおっしゃるように、この今度の基本計画におきまして、それぞれの品目ごとの数値を計算してはどうかというところであります。これから私たち、生産額といわずに、視点を変えまして、農家さんがどうしたら儲かるのかといったところに視点をおきまして、サポートをしていくという方向で、そういう内容のものを記載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 生産者にわかるような要旨のもとでやっていくということでございますけど、先ほど課長が言われた数字につきましては、恐らくそういったものの類で、そういう数字の積み上げでなっているというふうに思うんですが、極端に申し上げれば全然的を外れてるとか、そういう数字では私はないだろうというふうに思います。これが、平成22年度までそういう形があったわけですが、先ほど言いますように、口蹄疫の状況の中で中断されているという認識で私は思っていたんですが、今後につきましてはそういう数字は並べなくて、主な作物だけでも、私はやるべきではないかなというふうに思います。特に町長が、盛んに軽トラ市のことと言いますが、軽トラ市におきましても、川南の特産物は3分の1も出回っておりません。そういうことも含めて、奨励品目という、もしくはそういう形の旬のものをそこに上げていく、そういう考え方っていうものが当然なければいけないだろうというふうに思います。

そういうことで、この議論につきましてはまたやりたいというふうに思います。私自身は主な作物品目につきましては、当然、そういう積み上げの上でやるべきではないかというふうに思います。でなければ、私たちも町外の方たちに説明するもの、数字的なものはございませんので、そういうものを私は求めていきたいと思います。

そこで、最後にお伺いしたいと思いますが、地方創生における町の推奨ということでここに移るわけですが、町長として今の、現在の川南町の作物、生産する、そういう産業があるわけですが、その中で最も町長がこれから推進をしようとするものにつきましてのお答えをお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 川南町が、何をこれから推進していくかという、非常に重要な部分であります。そういう具体的な重要品目の選定ちゅうのは本当に必要であると考えており

ますが、今、最も大事なのはその農業に従事する人づくりだと私は考えております。やる気がある生産者をどうやったら我々はサポートできるか、そういうことだと考えておりますので、品目限定というのは、今、例えば今、川南町がある姿、畜産であるとかそういう園芸品目であるとか、そういうことで私が最も重要とするのは人だと考えております。

○議員（竹本 修君） 私はその上に立って、物を言っているつもりでございます。政策的にそういった、後継者育成、そういったこともございますでしょうが、町長としてこの産業を生かしていきたい、そういったものの政策、そこに重点品目、必ずや、そういった地方創生における町の推奨ということで、いろんな描くもの、そういったものが町によって発表されております。ですから、そのもとにつきましての考え方をお伺いしたわけですが、それはそれとして町長の考えでしょうから、私自身はやはり最終的には、前回も質問させていただきましたけど、提示につながるような、そういった政策的なものというものが必要だろうというふうに思うんですが、それも先ほど言いますように、そういった推奨するものがつながってくる。そういった支援というものでなるというふうに思います。この長期総合計画等につきましては、基本計画、実施計画に基づきましてはそういった考え方もあるということで認識をさせていただきたいと思います。

続きまして、農業の振興地域の見直しの計画はということで触れさせていただきたいと思います。先ほどの計画書につきまして、再度、詳細について答弁を求めたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 細かい点につきましては、必要があれば担当に説明させますが、この農業振興計画は、もう現に今、27年、28年で実施しております。ということで、今現状は、いろんな調査をしているところでございます。来年度にその策定を行う予定でございます。

○議員（竹本 修君） 私は、ここに長期総合計画の後に農業振興地域の見直しということで上げましたのは、農業振興地域の見直しにつきましての、この農振の地域を確定しないと、それ以降の関連事業と言いますか、そういったものの事業の推進はできないと同時に、この農業振興地域の計画書作成に当たっては農業生産額が必ず出てくるんです。御存じですか。

○農地課長（新倉 好雄君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、27年度、28年度で進めておりますが、その計画書の中に川南町の農業の総産出額等の資料も必要になってきます。今回、川南町で行う基礎資料としましては、2015年度に農業センサス等の資料を基に見直しを行っていくように予定しております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 今、課長の答弁にもありましたように、ここで農業振興地域の面積が2,500なら2,500ヘクタールと決まれば、その中の総生産額で作物ごとの総生産額、そういった面積の利用、そういう農地の利用というものの計画書をつくらなければいけないとい

うふうに私は思いますが、そういうことも含めていった場合に、先ほどの実施計画書と並行した数字的でなければいけないように思います。そういうことで、非常にこの見直しにつきましては、関連するそういったものがあるということを認識をさせていただきたいと思います。見直しの計画は、先ほどの27年、28年度ということで、28年、来年に向けての整理でしょうけど、この地区のといいますか、自治公民館ごとでも結構ですけど、いろんな形で地区的説明会、と言いますのも、山手におきましては非常にみかんの跡地、畑の量、そういうものの見直しが出てくるかというふうに思います。そういうことも含めて、地区的説明等は計画されてましたら教えていただきたいと思います。

○農地課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。ただいま、業務スケジュールとしまして、地域の説明、または意向調査等につきましては、平成28年1月から28年6月の約6カ月間を意向調査期間、地元説明期間というふうに計画をしております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 地区説明会等、小まめにやっていただきたい。そうすることによって、今の遊休農地といいますか、そういうものの整理をしたい。相続されてもわからぬような土地が大変多ございます。そういうの、見直しの折りには整理をさせていただきたい、していただきたいというふうに思います。最後に、要望じゃございませんけど、そういう農振の見直しにつきましても、農業生産額、そういうなるものは非常に大事でございます。つじつまが合うような形、面積の確保、そういう農地の面積の確保、そういうものを多分に注意していかなければ。

それから、各関連する農業施設等の融合も図っていかなければ、ぶんしゅうには私になつてこないだろうというふうに思います。そういうことも含めて、実施計画書なるものの、そういう作物ごとの量の仕方、そういうことを踏まえて本農振の見直しをやっていただきたいというふうに思います。

以上を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川上 昇君） 次に、蓑原敏朗くんに発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 先に提出いたしました通告書に従いまして、2つの点についてお尋ねいたします。

まず、1点目はTPPにかかわる点について、お考えをお聞きします。10月に合衆国アトランタで行われましたTPP交渉で、関係閣僚会合において大筋合意に達しました。交渉過程においては交渉内容については守秘義務があるとのことで、国民にはあまり知られませんでした。協定の大筋合意を受けて徐々に協定内容が明らかになりつつあります。

2013年4月、国会においては米、麦、牛、豚肉、乳製品、砂糖を重要5品目と位置づけ、関税を維持すること。さらには、これが守られないならば協定協議の場から撤退するべきと決議をいたしました。いつから変わったのかわかりませんけど、5品目から5項目にという言い方を今されておりますが、政府は5項目の関税維持は守られ、今回の交渉は日本にとつ

て大成功であり、TPP合意は日本経済発展の柱になるとうたっています。安倍総理はTPPによるバラ色の未来が待っているかのように国民に語りかけています。

確かに、重要5品目の輸入関税の関税撤廃は免れましたが、大幅な関税の引き下げや多くの品目で関税の撤廃、輸入枠拡大は受け入れることとなったようです。各紙報道によりますと、多くの農業従事者を中心に失望、怒り、不安、懸念が広がっていると伝えられています。TPPについては、ものの輸入、特に農業関連商品や自動車関連の事柄がクローズアップされてまいりました。特に、農業重要5品目についての報道が多かったように思っております。しかし、そのTPPの中身は多岐にわたり、金融や診療、医療保険、サービス、働き方など産業全般、生活全般にかかわると言われております。そこで、今回のTPP協定が本町住民に及ぼす影響について、どのように捉えておられるのかお伺いします。

次に、もう一点は、運動公園の樹木の管理についてであります。本町の運動公園は、いろんな好条件に恵まれているのでしょうか。土曜日、祝祭日だけではなく、平日や朝、夕方もよく利用されています。私が子供のころは農協の交差点から高森交差点に抜ける道路エリアはスギの大木が生い茂り、仏坂という名前も相まって怖く感じたもので隔世の感があります。管理されている方も、よく芝や雑草を刈られ、手入れをされており、特に夏場は大変な御苦労だと思っております。ただ、残念なのは道路沿いの土手の部分に桜が植栽されていますが、いまいち元気がありません。記憶違いでなければ、運動公園ができた際にライオンズクラブが寄附されたものだと認識しています。植えられている場所の条件がよくないのかもしれません、受精があまりよくありませんし、木の太りものはかばかしくなく、花の咲きも悪いように感じます。何の手入れもしないと近いうちに枯死してしまうのではと思っています。何とか今のうちに手立てをと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの議員の質問にお答えいたします。

まず、TPPについてでございますが、御承知のとおりTPPというのはアジア太平洋地域での貿易に関する協定ということでございます。以前、例えばウルグアイラウンド、30年ほど前になりますけどいろんな形で、いろんな貿易の協定はあったんですが、今回については、今まで物の関税がメインだったと私は記憶しておりますが、今回に関してはサービスとか、投資また知的財産、金融関係、いろんな多岐にわたっております。そういう中で24項目の中、24分野の中においても本町においてはやはり基幹産業である農業が非常に大きな影響を与えますので、TPPイコール農業についての問題かのように報道されておりますし、宮崎県としてもそういう対応をしております。日本的に答えるなら賛成の方が半数以上を占めておりますし、やはりそういう輸出環境においては、よいと受け取っている方たちがたくさんいると思います。そういうのを踏まえた上で、試算も農業がいいとする、悪いとする、いろんな試算が出ているようでございますが、やはり川南町として、宮崎県として、農業という第1産業を持っておりますので、それについてはしっかりと対応していきたいと思ってお

ります。細かいことは、またその都度お答えをさせていただけたらと思っております。

もう一つの、桜の木のことでございますが、当然、枯れてるところがありますし、それは今後、しっかりと、せっかく運動公園という形で整備をしておりますので、枯れているもの、また周りとのバランスが悪いものについては、これから計画的に対応していきたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 済いません、町長。桜の木についてはお答えいただきありがとうございますけど、実は質問者が教育長宛てにしていたところです。それはそれありがとうございましたけど、教育長も御意見がありましたらお願ひいたします。

○教育長（木村 誠君） 今もうお答えいただきましたけど、枯れている状況を把握した上で、隨時伐採していくこととしております。その後植栽につきましては、日当たりと植栽場所、それから周りとの景観とのバランスを考えて、計画的に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） まず、桜の木のほうについて、質問をさせていただきます。町長も教育長も、今後適切に管理していきたいということですけれど、具体的に言うとどういったことでしょうか。

○教育長（木村 誠君） 済いません、お答えしますが。運動公園には51本桜の木があるというふうに思っているんですけども、今現在、落葉、桜が落ちてる状況で、どの木が枯れてるという状況を把握できませんけど、新芽が出る桜の季節になりましたらわかると思いまして、それを踏まえて対応していきたいと思っているんですが、今、生涯学習センターがあります。あそこの前に、私の前にきれいに咲く桜が2本あるんですけど、あそこにもともと6本あったんです。ところがもう既に2本は切られておりましすし、それから3本目、西から3本目はほぼ枯れたような状況ですし、一番東側ももうほぼ葉っぱも出ません。西側の2本だけです。今、受精がいいというか、桜が木に咲くのは。そういうことで、私も専門的にわかりませんが、寿命が何十年か、40年か、60年かという話聞きますけど、ですからそういう寿命という面もあるんだろうと思うんですけど。

それから運動公園、こういう状況です。だから、そこらあたりの植栽場所という面も考えると、そこがよかったですのかどうかっていうのもあると思いますけど、そこら辺りも考えながらまた。生涯学習センターの前に今のところ1本、新しく植えてあるんですが、しだれ桜が。そこらあたりも考えながら、また植栽計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 今回の質問は、主として運動公園の高森から農協の交差点に向かう土手のことをお聞きしたかったわけですけど、教育長おっしゃるように、桜の木というのも寿命はあるんだろうと思います。私も素人ですからよくわかりませんけど。ただ、手入れの仕方によってはある程度、寿命も長くなったり短くなったりするんじゃないかなと思うわけ

です。特に、運動公園の土手部分の桜については、場所も悪かったのかもしれません。ちょっと太りも悪いし、花の付きも悪いと思うんです。教育長も認識してらっしゃいますように、何本かは既に枯れています。だから、適切に、何ていうんですか、手入れをしないと近々全部枯れてしまう、かえって見苦しいような状況が出てくるんじゃないかなという、懸念をしているわけです。ぜひとも、早急な手立てを講じていただきたいと思います。

これは質問にも上げておりませんし、これは私の意見として聞いていただけで結構なんですが、何事も事業を始める場合、ソフト、ハードにかかわらず、イニシャルコストについてはよく検討されると思うんですけど、今回の桜についてはライオンズクラブからの寄贈をいただいたものであるから致し方ない部分はあるわけですが、事業等を立ち上げる場合は、イニシャルコストだけでなく、ランニングコスト等も考慮しておく必要あるんじゃないかなと思うわけです。この点については、御返答はいりません。桜の木については、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、TPPへの質問です。町長は農業に特化した本町については、全体的には賛成じゃないだろうかと。特に宮崎県第1次産業の県ですから、川南では農業、漁業等がそれに該当してくるんだろうと思いますけど。具体的な対応策はどのようなことをやるおつもりか、やってらっしゃるかということについて、お尋ねしていきたいと思います。TPP交渉については、今後、参加、各国の議会の承認というハードルが待っていると思うんです。それを受けた初めて批准発行ということになるんですけど、町長先ほどウルグアイラウンドのお話ありましたけど、今回は生活全般、取引、サービス等全般にわたることですので、ウルグアイラウンド以上の影響があると思うんです。具体的な農業だけでなく、どんな対応を考えたらいいのか、国が言うように守る農業から攻める農業とか、悠長なことを言っていたら、攻める前にジリ貧になってしまというようなことも考えられると思うんです。どのような対応をとられるおつもりか、またとてらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） TPPに関してでございますが、議員がおっしゃられるとおり、あらゆる分野についてのことではありますし、もう一つの視点は、時間軸で見るならば、日本が承認する、批准するまでに数年かかると言われておりますし、例えば農産物の関税の撤廃も15年、20年近く。結局最終的に20年ぐらいかかると聞いておりますし、私もそう判断しております。一つ一つを全て網羅することはできませんが、まず、今、農業において一番影響が大きいと言われているのは畜産部門であると私も聞いております。一言で言うならば、20年後に、今、時間があるうちに体力をつけていくしかないと思いますので、品目ごとに關しては、また必要があれば担当のほうで答弁をさせます。

○議員（蓑原 敏朗君） 担当のほう、何かあるんですか。

○産業推進課長（山本 博君） 今回のTPPにおきましては、まだ国のほうの影響というものが出ておりませんので、川南町にどれだけの影響があるかっていうのがわかりません。ですが、恐らく畜産関係です。牛肉、豚肉、乳製品関係には少なからず影響が出るか

と考えております。ただ、ある程度10年間等のセーフガード等も設けられておりますので、当面は何とかするんではないかというふうに考えておりますが、長期的には価格に影響が出てくるものと思っております。

内容ですけども、以上で終わりです。

○議員（蓑原 敏朗君） 現状については、端的な極端な言い方すれば、余りやってらっしゃらないというふうな印象受けたんですけど、そういうことですか。

○町長（日高 昭彦君） 端的に答えるならば、まだ具体的な対応というのはやっていない状況です。

○議員（蓑原 敏朗君） 先ほど、町長GATT・ウルグアイラウンドの話、されたかと思うんですけど、あのときには国のはうでは6兆円農業予算をつけたと言われておるわけです。その予算、私は農家には余り回らなかつたんじゃないかと。どちらというと公共事業等に回ってしまったんじゃないか。農家の育成にはそうつながらなかつたんじゃないかと、私自身は自分自身も反省し、そういったふうに思っておるわけですが、町長、どう思ってらっしゃいますか。

○町長（日高 昭彦君） まさに、御指摘どおりで、当時の6兆円というのを、今、政府が一番懸念しているものです。当時ばらまきと言われましたし、例えば農業以外の関連施設、失礼な言い方をすれば温泉であるとか、そういうものにかなり使った私も記憶がございます。一番、国はそれを心配しておりますし、今、断定されていませんけど、今のところ補正で組むのが数千億と言われておりますので、当時からすると10分の1であるというふうに認識しております。要は、額が代償ではなく、本当に農業のためにTPPを国内としてどう受けとめるかだと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 先ほど、課長のお話にも畜産関係が一番目につく、影響を受けるんじゃないかというお話もありましたけど、安い牛肉等が入ってくれれば、当然消費者はそちらのほうに志向するかもわからないし、そうなると川南では漁業も大きな位置を占めてるわけですから、魚等にも当然、影響出てくるんじゃないかと思うわけです。現在のところ、課長、町長のお話聞いてると、国、県の対応待ちというような印象も受けるわけですが、台風等があったら対策本部っていうの設けます。具体的に毎日、毎日対策本部を開くちゅうわけじゃなくて、TPP対策の、名前は何でも結構ですけど、対策本部みたいなのもつくって、どちらかというと、本町からこういった事業が必要じゃないですか。こういったことも必要じゃないですか。国、県を通じて逆に訴えていくような体制っていうんですか、姿勢も必要じゃないかと思うんですけど、対策本部みたいなものを立ち上げられるお考えはございませんか。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員が言われたように、こちらから提案したらどうかという、非常に大事な視点であります。

今、言われているのは、地方創生っていうのは、結局は地元が自分たちをどう考えるかを

国に伝えるチャンスだと私は捉えておりますので、そういう意味においては、御指摘のとおりだと思っています。現状として対策本部という形は、今は考えておりません。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長も認識していらっしゃるように、これは農業だけでなく、特に医師会等は反対しておりましたけど、医療制度、医療保険等にもかかわるような問題もあるわけでして、これはすぐすぐではないんでしょうけど、行政が行う入札等についても、参入が、外国が要求しているわけとして、いろんな働き方までにも口をはさむというんですか。裁判等についても簡単に訴えることが可能になるとか。私が知っている範囲以上のこと�이いっぱいあるんだろうと思うんです。だから、ことが起こる前にいろんな対応。しょっちゅうしょっちゅうやりなさいというわけじゃないんです。必要に応じて、私も役場に長い間お世話になってるから知っておりますけど、課長会と庁議が月に一遍あってますけど、そんなときを利用されてもいいと思うんです。今問題になっていることはないかと。なければ、また、どんなこと対応を考えているかっていうことを話し合うだけでもいいと思うんです。

いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 確かにおっしゃるとおりだと思います。先ほども申したつもりであります、今、失礼ながら時間があるうちに、体力があるうちにそういう想定をして、我々としては考えられる全てのことを理論的に構築していくっていうのは大事な視点だと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長、なかなか対策本部みたいなものはお考えないみたいですが、ぜひ、常に準備しておくといいんです。前回も申し上げたような気がするんですけど。地方創生事業についても、常に玉を持っておくと、国からこういう制度がありますよ、予算ができましたよと言うたときに、じゃあこうしようという、何をしようかと考えるんじやなくて、常に玉を準備しておくといいんですか、そういう体制も必要なんじやないかと思うんです。今度のTPP関連についても、地方創生についても、まだまだいろんな予算が来る可能性があると思うんです。だから、それから考えるんじやなくて、できたらなかなか日ごろの実務、仕事が忙しいのもわかっておりますけど、ぜひ、その辺も常に日ごろから対応、対策を考えいただきたいと思うわけです。

先ほど、同僚議員の質問に生産額等のお話があったわけですけど、町長、県にもいらっしゃって、農業技術者ですから御存知でしょうけど、以前、農議連っていうのが県にももちろんありましたし、各自治体にあったわけですけど、現在はどうなっているんでしょうか。本町にもあったわけですけど。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。県のほうで農技連っていうのが、協議会っていうものがありました。技術指導とか、関係団体の協力体制の確立とか、管理質の向上、また情報交換の場として協議がされていったわけであります。また、農業と生活といった情報誌の発行もしております。最近は、農業と生活のこの情報誌の発行が芯になってきておりまして、この協議会の中でいろいろ議論がされてて、今までさ

れてきたわけですが、今、いろいろネット等でも情報があふれています。この情報が容易に得られやすくなつたといったところから、一定の成果は出たのではないかという結論が出まして、今年度をもってこの協議会というのは解散するということになりました。

本町におきましても以前、4課会というものがありまして、農業関係の団体、各課が集まって協議をしていったわけですが、今は、農業関連セクションミーティングということで、産業推進課と農地課、または尾鈴農業公社を入れまして、情報交換をしながら、今後農業をどうしていくかというところで協議をしているところであります。

また、尾鈴地域活性化協議会というものがありまして、首長、都農町と川南町の課長、町長、副町長、あとJA関係です、の幹部を入れまして、月1度、この尾鈴地域の農業をどうするかというところで、いろいろ今、議論をして進めているところであります。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 川南町は、尾鈴農協という組織がありますので、都農町と連携をとる、協働して事に当たるというのは非常に大事なことです、それで必要だと思うんですけど、先ほど同僚議員の質問にもありましたけど、農業関係の粗生産額等を調査する場合、本町では行政だけでなく、農協、商系等も入って構成されていたと思うんです。正確かどうかは別として、粗生産額の実績、計画等もそこで一応つくっておりました。まったく正しい数字だったとは思っておりませんけど、傾向というんですか、等はつかめたんだろうと思うんです。そこで、一筆、尾鈴畑かんという大きな事業を抱えた関係等もありまして、一筆調査等もそこでやられたりいろいろやっていったわけですが、川南町だけでも、関係する、農業に直接関係するところではやられているようみたいですが。

大久保農協という組織がもうなくなりましたけど、まだ商系のところもあります。生産額等を把握するためにも、農技連みたいな組織はやっぱし、予算は要らないと思うんです。何かをつくっていかないと、小さな犬小屋をつくる際にも、頭の中、ペーパーに落とすのは別として、小さな設計図みたいなものはつくると思うんです。だから、計画、うまくできたなっていう実績評価とかいうのは、やはり必要で今後に生かせると思うんですけど、いかがでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 今、農業関連のセクション、ミーティング部会議ということで話をしておりますが、これは川南町の目指したい農業というところで、大きな部分での話をしているところであります。蓑原議員が言われるこの生産、実績については、以前、産業推進課のほうで全筆調査をしております。これそんなに人数がかかるわけではありませんので、端末とかそういうのを利用して、昨年度は実施をしたところであります。ですから、産業推進課としまして、そういう調査をしつつ、そういうセクション会議におきましても、目指すべき方向についての議論の場ということで、すみ分けをして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 一筆調査をやられてるということですけど、それは非常に大切なことだろうと思います。一筆調査をやられておれば、畠外とか庭先販売とかいろいろあるから、ちょっと総生産額つかむのは難しいという同僚議員の質問に対してお答えされたかと思いますけど、全く正しい、正確な数字じゃなくても、畠にすき込んだりする場合もあるから、なかなかわかりにくいと思うんですけど、ある程度の生産額等はつかめるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

昨年度実施しました、議員、全筆調査の結果につきましては、今現在集計をしているところであります。ですから今年度中には、その大まかな数字というものは出るであろうと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひ、一筆調査の成果を生かして、今後の農業発展に御利用、活用いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長、ＴＰＰ発動するまで一定の間もあるし、その間に体力をつけておきたいということですけど、なるべく早く、きょう、あすとはもちろん言いませんけど、やっていただきたいと思うわけです。今回のＴＰＰ交渉、報道等を見ると、畜産等については赤字補填とか、あんな発表があっておりますけど、一時的な赤字補填等でなくて、さらなる農業発展、生産性向上に繋がるようなふうに活用していくべきじゃないかと思うわけです。町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘の通りだと思います。長期的な視点で対応するということで、私が聞いている範囲は国のほうも予算の補正ではなく、法制化すると。要するに予算ということは付けたり付けなかつたりということがあるんですが、そういう制度をつくってしまうということだと聞いておりますので、当然、組み込まれていく制度というふうに理解しております。

○議員（蓑原 敏朗君） おっしゃるように法制化しないと、町長も御存知のように補助金というのはふつう3年で打ち切られます。だから、先ほどイニシャルコストとランニングコストのことを申し述べましたけど、安易に補助事業やらに飛びつくと、その後処理に大変な場合もありますから、ぜひ法制化するように国にも働きかけていただきたいと思います。

町長、ＴＰＰ協定の影響が出るまでに体力をつけたいと、おきたいということですけど、農業構造の変換等を考えてらっしゃるのかなと思いますけど、具体的には現段階で何か、具体策はお持ちですか。

○町長（日高 昭彦君） 体力をつけとくというのは、言葉を変えれば、議員が言われたように、常に玉を準備しておくということで理解をしていただいて結構だと思いますし、先ほど言わわれたとおり、対策本部、名前は別にして常にそれは必要なことであると考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 常日頃から、国会議員が常駐戦場、いつ解散になってもいいように、特に衆議院は準備していくようにという話を聞いたりしますけど、常に常駐戦場地というつもりで頑張っていただきたいというふうに思います。

農業構造の変換というと、ちょっと大きさですけど、畑かんの水です。畑かんという、農業にとって水は絶対必要だと思うんです、その頻度は別にして。もうちょっと利用促進を図るっていうんですか、そのような指導等も必要じゃないかと思うんです。先ほど農議連の話をしましたけど、長野県がレタスとかキャベツ生産に当たって、川南町でいえば、極端にいえばそれぞれ農家が植えたいときに植えると。ダブついたり、取り入れが重なったりというような状況もあるかと思うんです。長野県については計画的に、あなたはきょう植えてください、お隣さんはその次の日にしてくださいというようなことに話を聞いたことがあります。私は、当時農林水産にいたんですけど、ちょっと信じられないような信頼関係というんですか、農協、行政と農家に信頼関係があると感じました。私のところでは、逆に行政やら農協が言う反対をしたら儲かるぐらいの考えがある人もあるんですよって言ったら、その長野県の方がおっしゃったのは、以前は私のところもそうでしたと。10年以上かかってやっと、私たちと一緒に生産に取り組むというような姿勢ができるような信頼関係ができたんですよっておっしゃいましたけど、一気にそこまでいかないでしょうけど、やはり農業者団体と行政と農家やらが一体的に取り組めるような、安定出荷できるような仕組みも考えていかなくちゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思っております。先ほど、産業推進課長も答弁いたしましたけど、現在、毎月、都農町長、私、そして農協の組合長、以下関係者を入れて尾輪のビジョンなるものを常に準備をしております。ですから、非常に一体感というのは非常に大事なキーワードであります。長野県の例を申されましたけど、今、畑かんについて、問題なのが、いかに水を使ったらどうなるかということを我々が推進する、それが仕事だと思っています。言いかえれば、今まで水を使わずに必要なときに使ってたんでしようけど、そういう畑かんの水がない状態で農作物を植えられた方が、なかなか水を使ったときにどうなるかというのが予測ができませんけど、今、現在、現状として水を使った農業を目の当たりにされておりますので、その良さというのを一体となって畑マイスターとかいう、そういう方たちもいますけど、我々としても推進をすることが一番重要な課題であると考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひ、都農町長、農協長、幹部が話し合うことも続けていただきたいと思います。それと、むしろそれ以上かもわかりません。僕は実務者レベル、担当者レベルの話し合いがより重要じゃないかと思うんです。ぜひ、担当課職員、農協の職員、農業者団体の部会等々とぜひ頻繁に情報交換、情報の共有をやっていかなくちゃいけないと思うんです。だから、町長がトップにそうやって話されることも非常に重要だと思います。と同様に、実務者レベルの交流、情報交換等も必要だと思うんです。ぜひ、町長その辺のことも

進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） まさに、同感でございます。そのとおりだと思っておりますので、全力で取り組んでいきたいと思います。

○議員（蓑原 敏朗君） よろしくお願ひします。

ちょっと、話、突拍子もなくなってしまいますけど、シャープ電器ってありますよね、日本に。特に液晶テレビについては亀山って言ったら、もうそれだけでブランドになるぐらいの製品だったと思うんですけど。その亀山工場は閉鎖されようとしております。町長御存じかどうかわかりませんけど、当時の知事とか市長もたしか訴えられ、まだ裁判まではなっていないんですかね。補助金を相当出しておりまして、監査請求か何かが起こっているかと思いますけど。

そのシャープていうのは液晶、液晶と言えばシャープいうぐらいあったわけですけど、今の時代、いいものをつくれば、かつてはいい物をつくれば売れるという時代もあったんだろうと思うんですけど、いい製品をつくるのは大前提ですけど、同様に販売戦略も必要だと思います。だから、その辺、技術指導、生産指導に行政がかかわることも大切でしょうけど、販売等についても農協等と一緒にやって取り組んでいただきたいと思いますし、トップセールスという言葉は、必ずしも私自身は好きじゃないんですけど、町長も職員と一緒に農協と一緒にやって、ぜひ、取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も同じことで申しわけありませんが、まさにそのとおりで、一体となってやるべきことは何なのかというのを、しっかりとこれからも検討していきたいと思います。御指導、ありがとうございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 指導しとるつもりはひとつもありませんので、よろしくお願ひします。

先の農業構造の変換、転換ていうお話、ちょっとしましたけど、品目についてもひょっとしたらとても太刀打ちできないものがあるのかもわかりません。だから、外国とどうやって競争するのか、どうやったら競合しなくて、川南、宮崎の製品が生き残れるのか、その辺も農家レベルではなかなか難しい問題だと思いますので、県とか農協とかと情報を共有して、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それと、自治体の活性度のバロメーターの一つとしてというか、全部と言ってもいいくらいだろうと思うんですけど、その指標に、バロメーターに人口があると思うんです。以前申し上げたと思いますけど、私3つのパターンを申し上げましたけど、産業が盛んな町、トヨタとかあんなところです。それとその周辺のそこに通う人たちが生活する町、いわゆるベッドタウンと言われているところです。それともう一つは、1次産業が盛んな町。これも人口が私ふえていると思うわけです。ぜひ、ふえないにしても減少のスピードが、現状維持のほうがすばらしいわけですけど減少のスピードが衰えっていうんですか、そのような町に川南町をしていただきたいと思うわけです。

時間が余りなくなってしまいましたけど、ＴＰＰは地方を創生させるどころか、対応を誤ってしまいますと、本当に高齢者だけが細々と暮らす寒村だらけになりかねないと思うわけです。先ほど言いましたように、一部の自動車関連産業と1次産業等が立地している地方はいざ知らず、多くの地方は第1次産業が衰退すると地方再生、地方創出なんてことはあり得ないと思うわけです。いやしくも、本町の基幹産業農業とする川南町です。かつては、市町村合併等の影響もあって、一概に比較はできないんですけど、川南町の農業粗生産額は都城に次いで、2番目の位置を占めていた時代もあったかと思うわけです。これは今とは、先ほど言いましたように合併との関連で、なかなか比べにくいかと思いますけど、ぜひ、頑張らなくちゃいけないと思うわけです。

以前も申し上げましたと思うんですけど、できない理由を考えるんじゃなくて、どうやつたらできるんだろうかというふうな姿勢を、ぜひ職員にも御指導をいただきたいと思います。今回のＴＰＰは町の生き残りをかけた大きなターニングポイントに差しかかっていると思うわけです。ぜひ、覚悟を持って取り組んでいただきたいことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川上 昇君） 答弁はよろしいですか。

○議員（蓑原 敏朗君） はい、いいです。ぜひ頑張ってください。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時18分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、細農村公園の目的外使用許可問題を検証し、執行機関の管理責任について質問いたします。

本案件に対して、町当局は関係法令に対する認識の甘さを認めているのにかかわらず、法律の都合のよい部分的条項の一部を引用し、事件を根拠のない理由で正当化しようとしております。その姿勢に町の将来が案じられますが、一般的に公共事業とは国または地方公共団体等が実施する道路・港湾等の社会資本の整備のための事業で、国的一般会計予算がつくものを公共事業という場合が多いが、入札により国の管理から離れた国有地山林の伐採事業を公共事業と判断する根拠を伺いたい。

細農村公園の法律238条同244条及び農村公園条例に違反した、目的外使用許可通知は決裁した町長執行機関のチェックミスが原因である。決裁責任が問われるのではないのか、町長の見解を伺いたい。

使用料の無償について、町当局は財務会計上の怠る事実に該当しないという一方で、法令に対する認識の甘さを認め、また監査委員においても法的過失を認めていることからして、法令を認識し条例会議制定等をすれば、適正な対価をもって使用料を徴収することができる判断できますが、該当しないという根拠を伺いたい。

使用料についての調定決議書を見ると、15款財産収入1目財産貸付による使用料と理解でき、科目構成が必要であれば12款使用料徴収にとするべきであるが、19款諸収入に科目構成しているが、会計処理に整合性はあるのか、町長及び監査委員の見解を伺いたい。

道路占有使用料の徴収問題について、9月議会において関係課と協議の上、後日決定すると答弁しているが、結果を伺いたい。

目的外使用許可執行は、町長執行機関のチェックミスに要因があり、法を整備し職員の資質向上を図っても無駄である。なぜなら、町長は本事件の最終的責任を認めているにもかかわらず、職員の処分でお茶を濁し、おのれの責任を不間に付し、最終的な責任を回避する悪しき前例を残しています。悪しき前例のもとで、再発防止は図れないと思うが、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） まず、児玉議員からの御質問でございますが、今回の細農村公園にかかる使用許可の考え方ということで、今回を含め6月、9月にも同じように質問をいたしております。まずもって、今回のような3回続けて質問をもらうという事態を招いたことに関して、議員の皆様に、まずはお詫びを申し上げたと思います。

では、児玉議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1番目の公共事業と判断する根拠は何かということでございます。公共事業といふいろいろな意味の意味が含まれておりますが、一般的に言われる国または公共団体が、公共の利益や福祉のために行う事業ということで、我々は公共事業として捉えております。

2番目の、使用決裁の責任を問うということでございますが、当然、この決裁の責任というのは、当然、私にございます。

3つ目の、財務会計上の怠る事実の責任を再度問うということでございます。まあ、前回の議会でもお答えしたとおり、財務会計上においての怠る事実は該当しないと考えております。

また、その使用料の会計処理に対する整合性ということでございますが、まず徴収した金額について、徴収すべきものではなかったとの判断から全額を返還したものであります。また、年度内に歳入から返還されたことにより、決算書には出てきておりませんけど、歳入予算差引簿においては、徴収返還の流れが記録として残っておりますので、会計処理の整合性には問題ないと考えております。

5つ目の、道路占用使用料徴収問題ということでございますが、道路を占有する状態ではございませんでしたので、当然、道路占用料というのも徴収できないということで判断しております。

最後に、再発防止に向けて、当然、これに関してはいろんな面がありますけど、職場内でチェック体制というのをより強化していきたいと思っております。まあ、そういう判断について、いろんな処分なり結論を出しますが、それは、一つは社会的な影響、もう一つはそこが意図的であったか、悪意があったかという点、または金銭的にも含めたそういう損害の程度、そういうのを加味して判断を常にしているところでございます。

[「国の管理から離れた山林伐採を公共事業とする根拠よ。それを聞きよっしゃけんどんよ。」と発言する者あり]

○町長（日高 昭彦君） 公共事業ということでございますけど、当然、先ほど言いました全体的には公の公共の福祉、そうするのに供する事業ということで捉えております。

今回に関しては、森林再生のサイクルの一環ということで、伐採から、また森林を、治山という山を守るという言葉がございますが、そういう意味において公共性の高い事業と判断をしているところでございます。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 1番目の。

○議長（川上 昇君） 4番目、（4）。

○代表監査委員（谷村 裕二君） はい、それでは4番目、使用料徴収返還の会計処理の整合性ということですが、御質問にお答えしたいと思います。

結論といたしましては、会計処理につきましては違法性がないものと考えております。繰り返しになりますが、平成26年度及び平成27年度の使用料の積算徴収を、本町の内部規則である普通財産の使用料をよりどころとして、平成26年度分はその出納閉鎖直前の平成27年5月下旬まで、平成27年度分は、同じ期間まで適切とはいえない取り扱いのまま収納していましたわけであります。

しかしながら、議員御指摘後、法令等に照らし合わせた結果、現在の本町の例規の状態では、該当事案の場合の使用料積算及び徴収ができないことが判明したわけでございます。よって、受け入れる理由なき法令等の根拠がないということで、山下商事からの金銭ですから、それは返還する行為、結果に至ざるを得ないと考えております。

また、徴収等及び返還の一連の金銭の動きが歳入予算差引簿に記録として正確に残っていますので、会計処理の整合性は保たれているものと考えます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 何も理解しておられんごとあるけんど、この地方財政小辞典によりますと、この公共事業の定義は、公共事業の内容が多面的であるため、立法目的により若干異なる意味で定義づけられており、地方財政法10条の2及び10条の3に掲げられている事業がおおむね公共事業に該当するものでありますが、9月議会の町当局の主張する国営の森林整備事業、公共事業のための土場使用であるならば、同法4条3項で、「公共事業の範囲は毎回経緯年度国会の議決を得なければならない」とあり、当然、それを経ての使用許可願いと思うが、計画書及び事業費の内容を伺いたい。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

公共事業というのが、議員がおっしゃいますように地方財務研究会が編集している地方財務小辞典では、公共事業の内容が多面的であるため、立法目的により若干異なる意味で定義づけられているがという前置きがありますように、地方財政の公共事業という定義というのが、非常に狭い範囲での定義づけがなされておるようです。

しかし、我々としての見解ではありますけれども、一般的に辞書で調べますと、国または地方公共団体が公共の利益や福祉のために行う事業というものを、公共事業と捉えてありますし、我々はそのような認識で今回の公共事業というふうに捉えたところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） それは、計画書と予算……。

○議長（川上 昇君） 発言許可を取ってください。

[「時間が無くなってしまうが。ちゃんと出せ言うとっちゃねえね。計画、内容。」と発言する者あり]

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

我々としては、それは把握しておりません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 事業計画書やら予算の内容を、公共事業はねえわね。この国及び地方公共団体が公共投資し実施する公共事業には、この収益的事業活動等非収益的事業活動の両者を含むが、一般的に後者を言う場合が多い。

したがって、公共投資のない営利目的をしたこの山林の伐採、この収益的事業活動が公共事業に該当しないことは明確であります。それは、事業主体の国有林買受業者が公営の使用許可願いが証明しているんじゃないですか。どういう使用願いが出ておるですか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

町長の答弁にもありました、今回の事業というのは森林再生のサイクルの一環ということで、西都児湯森林管理署が国有林流木の伐採事業を行っているわけです。そのサイクルの中で、発注者である国と受注者である民間業者との間で売買契約が結ばれ、期限内の伐採を実行しているというものは、我々の考えとしては公共事業という判断に立っているということでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） したらね、あんたらが公共事業や国営やらなんやら言いよったら、町の公用車を民間に売って、それも公用車なるじゃねえね。

地方財政法10条において、国が災害復旧や災害防止のための治山治水を目的に森林を実施する森林整備事業に、公共投資する非収益的事業活動が公共事業ではないのですか。あんたどもが言うような公共事業じゃたら、伐採後の植林計画、それを持ってこれに使わせてくださいっち、何やら持っていくとが公共事業でしょう。計画書と予算、それがあつたとね。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

本町が自主主体として取り組んでいる事業ではありませんので、国、西都児湯森林管理署が森林再生のサイクルの一環として行う事業としては、そのような計画があったかもしれませんし、実際にこの植林の計画もあるようございます。

もう一つ、公共事業という定義が先ほどから議論になっておりますが、国は公共事業と非公共事業という、公共事業でありながら非公共事業というメニューをそれぞれ持つておるわけで、その中でいう公共事業というのが、先ほどから議論になっております地方財政法第10条の2及び第10条の3に掲げられている事業というメニューのことを言っているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 伐採現場を見た場合、総務課長も元農林水産課長をしておったから、この現場の乱伐状況を見て、森林整備事業かどうかわかるはずじゃが。現場対岸は、川南町寄りのほうは崖崩れ、危険区域に指定されておって、現場周辺一帯は急傾斜になっておるが、伐採後この現場は災害発生が危惧されます。

その状況下にあって、現実に岩石が崩落し、下流の轟地区の遺跡が崩壊し、業者が修繕しとるじゃないですか。この災害発生が予測されるわけですが、現場の地形、自然環境を考えてみると、今後、発生が予測される地すべり、崖崩れ防止と治山治水の森林整備事業等の非収益的事業活動に、公園を目的外に使用させるとともに無償で提供すると、これが公共事業の用に供するいうもんじやねえとですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほど私も産業推進の立場から、現場がどうかという話がございました。確かにおっしゃるとおり岩肌の土地であります。そして、面積的にも恐らく7ヘクタールを超えるような面積であるかと思いますけれども、西都児湯森林管理署自体が、やはりそこの判断というのは私としては、していたというふうに判断はいたします。

当然、木というのは幼木であればそれから30年、40年してようやく切られることになるんでしょうけれども、樹木の性格としては、やはり数年に一度は伐採して、また植林をしない限りは木としての役割を十分果たさないという部分もあるんじゃないかなというふうには判断をいたします。

そういう面から、これは私たちが判断したという世界ではございませんので、森林管理署がそういう長年の状況を把握して、判断して伐採ということに至ったというふうに、私たちは思っております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 営林署が伐採をして何すっとのはわかるけど、使用者が営利目的に何しておっては、あそこは営林署が貸しておらんじやろう。何でんかんでん公共事業ちい、国がするからちゅう判断、貸す方が判断してほしいんじやけど、借りる方の判断にあわ

せよったら金入ってこんじやねえね。

これは25年度の細農村公園施設の使用許可権限は、当時の生涯学習課が持っており、そこで決裁していると町長は言っておったけんと、これは、まあ、通常の使用許可であってよ、今度の場合は、公園の条例第2条侵害する目的外使用であるわけですから、これは条例第5条町長の権限に有するものと思いますが、これはどうですか。

○町長（日高 昭彦君）　これまでも3回ほど質問をしていただきましたし、その都度お答えもさせていただいたつもりでございます。

細農村公園を目的外に使用する許可を出したということで、全面的に我々の貸し付けてしまったということは、もう以前から言っているとおりでございます。いろんな規則に従って、間違いであったときにはしっかりとそれは訂正し、また、今後の再発防止に努めていくのが私の責任だと感じております。

○議員（児玉 助壽君）　あんたの答弁でね、町長、その起案をしたものを見たところではあります。矛盾するじゃねえね。何ぼ起案してよ、町長が承認せんかれば使用できんとやね。なんで起案したものばっかり処分されるとですか。

○町長（日高 昭彦君）　決裁区分というのも、全て私のところに来るものではありませんし、それぞれの担当が判断するものもございます。今回に関しては、当然、私の責任であるちゅうのは、もう認めております。

例えば、処分という言葉でいろんな形で判断をさせていただくと、先ほども申しましたけれど、その責任というのは社会的影響であったり、そこに意図的なものが悪意を含めてあつたり、また、金銭的な損害、物損的な損害、そういうものを判断してその都度、責任というのは判断をさせていただいております。

○議員（児玉 助壽君）　金銭的なことを言うとやつたら、これは農村公園を条例から外せば、普通財産として貸し付ければ金はとれるのに、それをせんかい財務会計上の怠る事実になってやねえかっていうとやがね。それはできるかできんかいうたら、農村公園条例を外して普通財産にして貸し付けた場合、使用料がとれるかとれんか伺います。

○総務課長（押川 義光君）　児玉議員の御質問にお答えいたします。

行政財産から外して普通財産にした場合には、議員御見込みのとおり使用料として貸し付けをして、使用料として取ることは可能であるというふうには判断しております。ただ、今回の場合、その都度その状況において、即、行政財産から普通財産に切りかえるというのは、なかなか厳しいものがあるというふうに判断しているところでございます。

○議員（児玉 助壽君）　何もせんかったら厳しいなるわね。この平成25年8月29日のこの営林署に使用許可通知を出した後、後日、8月30日にこの決裁をしておるがよ、こらあ、事前執行事後承認になった、これ事務決裁規定上問題ねえとですか。

○議長（川上 昇君）　暫時休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

起案日が8月の29日、平成25年8月29日に対しまして、決裁終了が8月30日であるにもかかわらず、許可を出した日付が平成25年の8月29日だったということにつきましては、本来、決裁が完了した8月30日が適切じゃないかというふうには考えております。

以上です。

[「問題ねえじゃないやろ。問題やろ。」と発言する者あり]

○教育課長（米田 政彦君） 決裁の日付自体には適切ではなかったんですが、許可する日が、これによって大きく影響があるものではないので、適切ではないとは思いますが、直接的な影響はないと考えます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長、そういうやり方にしちょとやね、川南町は。

○町長（日高 昭彦君） 細かい取り決めも全て取り決めにのっとって行っております。

○議員（児玉 助壽君） じゃ、予算もあの議会の議決がねえしてん、川南町は通るとね。そういうばかなことはねえだろう。

それが問題がねえようなことを言うよるが、この問題のあることを言うが、平成26年度8月22日に使用許可通知を出したものの、5日後、8月27日決裁しておる、これも事前執行事後承認となっておるわけじやがよ。これは決裁書を見るとよ、御丁寧に町長筆頭に9人分の決裁印があるわけじやが、この法律238条同240条に違反を黙認し目的外使用を執行された決裁責任者の責任は大きいとじやないとですか、これは。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

平成26年8月22日に起票しました同施設の利用についての決裁については、決裁年月日が8月27日ということになっておりますが、相手方に対した使用許可通知が8月22日付で、8月22日からの使用期間としたものについては、やはりこれはおっしゃるように、決裁上問題があると考えます。

以上です。

[「問題あると。してどういう責任を取ると。責任はとられんと。」と発言する者あり]

○議員（児玉 助壽君） 責任を負いたくねえとならよ、これは平成27年5月27日の起案書においては、これは平成27年3月31日付で退職され、一般人となられました前総務課長の決裁印があつとやがよ。これは公文書偽造に当たらんと。

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） この5月27日とやけんど、含めてよ、この何じやけんど、この科目構成やいらんちゅったけんど、科目構成しとるわけだけんど、この調定決議ちゅたあ、何のためにすっとね。

[「聞き取れなかつたんでもう一度。」と呼ぶ者あり]

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

調定というのは、入ってくる予定のものに対して、その金額と納入していただく方、特定できている場合については特定した名称で、複数いる場合については代表で調書を作成するものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ほんなら、調定したもんを、科目を構成する必要はねえっちゃね、それ。同じすっとやつたら、科目構成した後、調整すつてのはわかるけんど、調定ちゅうと。逆んなっちゃね、そねこな。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

この件につきましては、収入として財産収入で入ってくる予定の相手方金額を調定調書として作成しまして、納付書を作成し、相手方に金額の納入をお願いをしました。その内容が適切ではないというところの御指摘をもらいまして、我々として、諸収入、雑収入に、その収入金額と調定金額を移したわけですが、こちらも議員御指摘のとおり、本来でいきますと、使用料での調定収入っていうのが、本来の受け入れ場所としては一番適切な場所であったと。ただし、その金額については、いずれも徴収すべきではなかったものということで、最終的には使用料に移す前に返還をしたという流れになりました。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） これをあんただも、使用料使用料ってずっと最初から言いよつたね。使用料じゃつたら、12款に科目構成すつとが当たり前じやねえね。違う。したら、支出でけんよ、諸収入では。あんた、徴収しとつね。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

おっしゃりますように、本来でいきますと、12款の使用料及び手数料で受け入れをするのが適切ではあったんですが、平成26年度分につきましては、もう出納閉鎖期間を過ぎた後でございましたので、出納閉鎖期間前にそこまでしっかりと我々が把握をして、適切な場所に移しかえた後の返還であればそのようにできたかと思うんですが、まず相手方への返還が先ということで、本来の形での使用料及び手数料に移すことなく、受け入れ移動先から返還をしたものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 監査委員もさつき、問題はねえ、悪意がなかったとか言いよったけんと、執行部へ要望したようなこと言うけんと、この12款使用料を収入にした場合は、これは法律96条6項に該当するこの議会の議決得るもんじやが、そうなった場合、審査するとき、これは法律238条行政財産、同244条公の施設、これに違反したと明るみに出るのをこれは隠蔽した、これ意図的に、これ悪質きわまりない確信犯じやねえですか。会計処理に整合性があつとですか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

収入につきましては、地方自治法の第235条の5で、出納の閉鎖というものが、翌年の5月31日をもって閉鎖するようになっております。そのうち、使用料につきましては、第225条で、普通地方公共団体は238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき、使用料を徴収することができるというふうになっている関連から、本来の形でいきますと、12款の使用料及び手数料を入れるべきだったというのは、先ほどからの御指摘のとおりでございます。

ただ、地方自治法施行令の中に、159条に、過誤納金または過納金の戻し出しということで、地方自治法施行令165条の7に、歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出の手続により、これを当該収入した歳入から戻し出ししなければならないということになっておりますので、平成26年度分につきましても、出納閉鎖期間内に行われました歳入については、歳入の側から戻し出しなさいとなっております。

また、平成27年度分につきましても同様の手続の中で、まだ出納閉鎖期間までいっておりませんが、歳入からの戻し出しという手続をとったものでありますと、財務会計上は問題のない手続だというふうに考えてます。

以上です。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。児玉議員、さつき答弁で終わってます。

[「監査委員が何か言つたかね。監査委員も聞いたっちやけんと。」と呼ぶ者あり]

○議員（児玉 助壽君） 何かばそぼそ言つて聞こえんかったけんと、これ調定決議書じやね、財産収入になつとっちゃかいよ。一般会計でも決算書で、これ調定書に対して、収入に対して支出しようとかね。科目構成でんはずじやが。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

本来予定されている項目につきまして、調定を起こして収入に入れるわけなんですが、先

ほどから申し上げますとおり、入れるべき歳入の科目が間違ってたので、調定とあわせて収入を科目構成により移動させたものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） あんたが言うと違うよ、これは。財産収入15款で入ったじゃねえね。これに入るか、使用料で言ったって、使用料の12款でいいわけはねえ。それをした場合、貸し付けになつたら、議会の議決が要るからこれにしたっちゃろ。

その点についてを、監査委員、あんた、適正なこつ言いよつたけんど、そうした場合は会計上不透明になるじゃねえね。どうして監査でくつとね、監査委員。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、財務会計上の行為につきまして、前回の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、平成26年度、それから27年度に徴収した行政財産、細農村公園の目的外使用に係る使用料につきましては、本庁の普通財産の使用料の算出方法を活用し、それぞれ徴収をしていましたことを確認をいたしております。

しかしながら、本年5月ごろに、児玉議員からの御指摘を担当課である教育課が受けたことをきっかけに法令等を再確認したところ、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、本町では新たな使用料となる行政財産の目的外使用についての使用料に該当するため、条例で定めなければ使用料が積算できないこと、また徴収できないことが判明したものであると私は思っております。そのことにより、山下商事へ還付が行われたものでありますが、つまり、正当な基準ではない積算と徴収行為が適切なものではなかったと認めた結果であると考えております。

この結果は、整備されていない条例等の現状では、いたし方のない適切な策であると考えております。結果論ですが、違法な徴収収入を行わなかつたわけですから、現時点での財務会計上の怠る事実は当たらないと考えております。

なお、結果として財務会計上の怠る事実に至らなかつた背景には、本年度当初、担当である教育課に対して、児玉議員が今回の問題等を投げかけてくださつたことがそのきっかけとなつたものであると考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） 恐れ入ります。傍聴席にも脱帽をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 不適切じゃつたら、会計処理に整合性はないじゃねえね。一般的にこの使用料等は、特定の受益を有する特定人が実費負担的な意味で徴収される地方公共団体の収入と定義づけられています延滞金、税金の及び延滞した場合は、この延滞金を取つたり、財産を差し押さえたりする、徴収する税収納と何ら変わらないのであります、これはしたがつて、特定の受益を有するものに、本来適正な額によって徴収されるべき使用料を無償にするとなると、行政財産の使用者に特別な利益を付与することになるので、個々の事例ごとに、町の費用負担の有無や他の類似例とのバランスと、公益上の理由やその他の特段の

理由が認められるか否かにより判断することが必要であります。使用料を無償にするに当たっては、条例で必要な事項を定めておくべきであるにもかかわらず、今回町長は関係法令例規に違反し、公園を目的外使用させ、特定の受益を有する使用者に、本来適正な金額によって徴収されるべき使用料を無償にし、行政上財産の使用者に特別な利益を付与した上に、徴収条例があるにもかかわらず、道路占有使用料まで無償にしていますが、こら見返りを受けての行為なのか、伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今の御指摘でございますが、見返りは受けしておりません。

○議員（児玉 助壽君） ことし、来年になつとですか、この解体予定の武道館、建設予算もねえそうでやられますが、または、これは公園の目的外の使用させて、利用者に迷惑かけどるわけですが、そういうような住民の福祉の犠牲にしてまで、財政状況は厳しいと。特定業者に特別な利益を付与するちゅうことは、何か見返りがなかつたらできんじやないですか。

○議長（川上 昇君） 答弁してください。

○総務課長（押川 義光君） 武道館の話も出ましたけれども、見返りについては私ども全く存じ上げておりませんし、町長のほうも答弁されたとおりでございますが、武道館等につきましては、目の前の状況と将来的な視点の中で、この間、取り壊しという今後の構成を示したところでございますので、短期的な部分、長期的な部分に照らし合わせて御理解いただきたいというふうに考えております。

○議員（児玉 助壽君） 公園の利用を犠牲にしてまで貸す必要はねえんじやねえですか。

この使用料ですけど、課長、関係課と協議した上で後日決定したち言うとったして、あたかもその関係課に責任があるようなこと言いよつたけんど、何かがって、取られるの何の言ひよつたけんど、川南町には法定外公共物管理条例、それに何した川南町道路占用料徴収条例、それがあつとよ、取れんわけねえでしょ。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

建設課と協議した結果ではございますが、細農村公園への進入道路につきましては、隣接する農地の所有者が作業で利用することもあることから、占用を許可する道路ではないということから、占用料を徴収することはできないという結論になったことです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この条例は何のためにあつとね。

違う、あんたがやつたっちゃかい、尻拭いはちゃんとしたしなよ。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

さきの議会でも答弁させていただきましたが、道路を占用させるというもので、今回のケースにつきましては許可をしたとかそういう問題ではございません。進入道路が、進入場所が1カ所しかなかったということで、道路を占用するというよりも、こここの道路を使うことによって道路が壊れることを食いとめるために鉄板を敷いたという認識がありましたので、我々としてはそういう認識の中で許可を与えるっていうか、申請を受けるというこういう事

態もとつてなかつたとこです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 稅務課や何やか、どげな苦労して、あんたも使用料のとりよるはずじやが、どこでん。自分の財産をただで貸すね。ずっと町も何も今まで聞いとつたら、町長、副町長、総務課長、自分の財産を公共事業じやかいて、ただで貸すね、あんただ。あんたも。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

総務課長の立場として、やはり財産管理につきましては、いろんな面で財政負担がどこから取れない部分が結構あるんですけれども、できるだけ法令に照らし合わせて、取れるべきところは取るということで、財政上は各課にもお話をしているところでございます。

個人の私有物についての御質問でありましたけれども、それについては、我々の立場としては、なかなかここで答弁しづらいところがございますけれども、個人としては、やはり面積、いろんな要件を勘案した上で判断はやっぱせざるを得ないということには思っております。

役場の財産としては、あくまでも法令をきちんと吟味した上で、取れるべきところは取るし、どうしても減免したほうが将来的にもやはり公共の福祉が増進するという判断をすれば、そこについては減免なり無償ということもあり得ると判断しております。

○議員（児玉 助壽君） 減免やら無償にする場合は、条例を制定せないかんとがね。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の質問に再度お答えいたします。

現在も財産に関する条例はございますが、先ほどからいろいろ議論になってますとおり、不備な点が非常に多いということで、前回9月の一般質問でもお答えしましたとおり、改正を準備して中身の精査をし、3月議会に上程する見込みで今整備を行ったところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 個人の財産じゃったら、貸されんちゅったけんど、これ町民の財産ばい。町民の財産じやか、個人の財産と一緒にやねえね。公共、国営とか言いよったけんど、使用しとる人はちゃんとした業者じやがね。あの人が使用しとっとやね。何で金が取れんことがあるね。

教育課長、ちゃんと使用者に徵収漏れがあったこつ、伝えち、謝罪して、頭一つぐらい下げたらよ、取れんことはねえですわ。そげな努力も勇気もねえとね。

改めて聞くけんど、これ9月の議会で、総務課長も副町長も町長もじやけんど、この決算書、事務決裁規定どおりとか言いよったけんど、見たら、この事前執行、事後承認になつとるが、これも事務決裁規定どおりになつとつですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

事前執行というのは、どんな場合であってもあり得ないというふうに思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長は、先に言った起案者には処分下したけんと、ほかんもんは社会的なあるかいちゅうたけんと、起案者の社会的なそういう何がねえとね、町長。

○町長（日高 昭彦君） いろんな判断があるかと思いますんで、最終的には私の責任ですが、それぞれの事務決裁等は設けております。

○議員（児玉 助壽君） 総務課長は今、再発防止策に法整備して、職員の資質を向上すつとか何とかわけのわからんこと言ったけんと、こら今まで十分に立派な法整備がしちゃるわよ。それを必要なとき必要に応じて条例を改廃し、制定を行えば済むこったっていう、法律の範囲内でここはせんずつ、今度町の条例を都合のええとこだけ行使して、発生したのは今回の規定事件じゃあるわよ。

先ほども総務課長は条例を廃止して、普通財産せばとられとったって言うたが、ほな平成25年か、最初んとは。会社とは25年に通知は出しどるけど、執行したとは26年だわね。改めて26年に、この買い受け業者と使用許可出してしとった1年があったっちゃがね、1年。十分に1年あったら、条例廃止して、普通財産にして、使用料徴収することはできただじょ、できんかったとですか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

当時の決裁が町長までの決済に至らず、担当主管課長までにとどまっておったことと、あわせまして普通財産での貸し付けという認識がなかったことでこのような状況になったものと思われます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ほんだから、することして税も取つたらんかいよ、町に損害を与えるか使用料分、業務上、会計上の怠る事実じやちゅったがね。

条例とは、憲法第94条の規定によって、地方公共団体が法律の範囲内で、しかも法令に違反しない限りにおいては当該地方公共団体の法規の一種であるが、その行使に当たっては特に慎重でなければならない。そして、住民の意思の反映に努め、条例の効果や他の法令との関係を十分検討することが必要ですが、その逆の本町においては、関係法令全体を十分に検討するでなく、都合のよい部分一部を引用し、違法行為を正当化したりしとるわけですが、事件発覚後、町長、執行機関の自浄能力の組織の下で、再発防止の法整備をしても無駄ではないのか。最終的決裁施設の自覚を持ち、責任を負う分は負い、事後整理を行い、町長、執行機関をはじめ、組織全体の意識向上を優先的に図るべきであるのにかかわらず、この起案した部下にどのような責任があつとか知らんけんと、起案を失敗しつとも仕事のうちですよ。それを指摘し、見直し修正、廃棄等を行い、違法行為を執行させないために、チェック、決裁機関あつとでしょ。その決裁機関が機能しとらんのに、この起案者の責任を問うなら、8つも9つも決裁印が押してあります。その人たちの責任を問わんで、執行部、起案者の責任ばっか問い合わせよったらどうなりますか。

○町長（日高 昭彦君） いろんなことを照らせ合わせながら判断をしております。ただし、そういうときに、適切でない事実、もう少し改善したほうがいいということに至った場合は、速やかにそういうふうに対処しております。

○議員（児玉 助壽君） 俺、責任を問われるべきは、この決裁印を押した人じやと思うとよね。最終的責任者が己のチェックミスを部下に負わせて、トカゲの尻尾を切りよったら、切って保身に走れば、部下は失敗を恐れて萎縮し、大胆な発想で建設的な起案、政策立案等はできなくなります。町の発展を阻害することを忠告した上で、今後の再発防止について、心構えを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、全ての最終責任は当然私にあります。その都度、責任のとり方というのは、そのごとに照らし合わせて行っております。

今言われたように、職員が萎縮することなくしっかりと発想でき、今後の事業展開ができると、そういうふうな体制をとる必要があると思いますし、それが私の仕事だと思っております。

○議長（川上 昇君） 児玉議員、終わりですか。

○議員（児玉 助壽君） 終わり。

○議長（川上 昇君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて、2点について質問いたします。

まず、第1点は、TPP大筋合意に関連して質問いたします。TPP交渉が大筋合意したが、不安の声にどう対応するのかについてです。

ことしの3月議会で、TPPについて、川南町民生活への影響について質問しました。TPP交渉結果が明らかになっていない中で、町村長会、市長会も含めて、国会決議も含めて、どうやって国益を守るのか、国のために何がなるのかなど、決議しているので、当然それに沿ったことで、しっかりと見守り、声を出していきたいとの答弁でした。

TPP大筋合意を受けて、JA宮崎中央会の森永会長は、中央会が発行するアグリッシュシにおいて、「大筋合意に憤りを抑えることができない。安倍総理は、TPPが国家百年の計と言うが、国の礎である農業をないがしろにする合意内容には到底納得できない。国会決議に反している」とコメントされています。農業団体の役員の皆さんに限らず、日々農業に従事されている方々の不安と失望、怒りが渦巻いております。

合意内容によると、現在関税の対象となっている農林水産物834品目のうち、オレンジやブドウ、ソーセージなど、約半数の品目の関税が撤廃されます。聖域とされてきた5品目も、米は、関税は維持されたものの、アメリカ、オーストラリア産あわせて707万8400トン、無関税で輸入する枠を設けました。牛肉は、38.5%の関税を16年後には9%に、豚肉も安い価格帯で、1キロ482円を10年目には50円に引き下げるなど、事実上関税は撤廃されるに等しいものであります。バターや脱脂粉乳は、優遇輸入枠を設けたことにより、生乳換算で6年目には7万トンを輸入することになります。県内の生産量にほぼ近い量を輸入することにな

ります。

牛肉や豚肉にはセーフガードを措置したとなっています。内容は申し上げませんが、これも事実上、ざる法ならぬざるセーフガードであります。米は市場から隔離するから大丈夫と言いますが、焼却処分するならともかくも、備蓄米の棚上げ期間を2年間延ばす程度では隔離にならず、いずれにしても供給がふえることに間違いありません。

全国肉牛事業協同組合の試算では、牛肉に当たる被害額が3262億円、日本養豚協会試算では、豚肉では4141億円。この道に明るい東大の鈴木宜弘教授によると、このほか米、乳製品、小麦、主要な果物をあわせると、大筋合意による被害額は1兆1438億円になると試算されております。畜産が農業産出額の約6割を占める本県の農業に与える被害影響は、深刻なものになることが予想され、農業を主要な基幹産業としている川南町の経済と暮らしにはかり知れない打撃を受けることになります。川南町議会は、TPPに関する意見書を9月議会でも採択して送付しております。

ここで、町長の所見を伺います。今回のTPP協定の大筋合意をどう評価されているのか。また、国会決議は守られていると判断されているのか、答弁を求めます。

質問の第2点は、インフルエンザ予防接種助成事業を川南町で行うことについてです。

ことしもインフルエンザが話題になる季節となりました。今まさに予防接種の時期です。現在川南町では、65歳以上の方のみ一部助成され、1,500円で受けられます。予防接種を受けることで、かかりにくくなること、かかっても軽く済むというメリットがあります。

町内のインフルエンザの発生状況はどのようにになっていますか。町の対策はどのようになっていますか。

子供たちは川南町にとって大事な財産、大切な子供たちの命を守るために、インフルエンザワクチン接種、特に抵抗力の低い子供たちへの予防接種を行い、備えておくのが大切です。インフルエンザは非常に感染力が強いため、流行前にそれに備える方策として、予防接種助成事業実施を子育て支援策の一つとして提案いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えします。

まず、TPPについてでございますが、午前中も質問をいただきました。まず、川南町がどう判断するかという御質問でございます。

確かに午前中も申しましたが、TPPの持つての意味、これは非常に大きなものがありますが、当然我が町として一番の影響は何かといった場合に、まずは農業が考えられます。その中において、畜産が一番影響を受けるという推測はしてるところでございます。

県も、宮崎県として、また川南町もですけど、そういう国会決議に関しての要望は常にしていくつもりでございますし、今大筋合意したといえども、まだその批准に至るまでに数年かかるとも聞いておりますし、実際そうなると思っております。当然川南町だけでなく、宮崎県として、町村会として、九州でまとまるところは九州で、宮崎でまとまるところは宮崎で、いろんな形で我々は地方で生き抜く住民として、その思いだけは今後も伝えていきたいと思

っております。

2つ目のインフルエンザのことでございますが、御承知のとおり、これはウイルス性の呼吸器感染症でございますので、毎年12月、3月に流行をしております。特に、1月、2月がピークという状況でございます。

川南町においての状況でございますが、これは、全ての患者数というのをカウントすることが困難な状況でございますので、定点観測もしくは国民健康保険のほうから類推という形でとらしていただいております。ここ近年では、人口の10%から15%、つまり1,600人から2,400人程度発生しているという状況であります。

こういうインフルエンザに関しての予防接種の効用は、今議員が言られたとおり、その症状を重篤化させない、また蔓延を防げるという点は十分認識しております。

ほかにもいろんな予防接種も行っております。現在国のはうが、65歳以上に関しては定期の予防接種、だから、やりなさいということで我々も受けとめております。また、60歳から65歳までに関しましては、一部の条件をつけて定期の予防接種という形をとらせていただいております。国のはうがいろんな状況を考えて、平成16年度に任意の摂取としての見解を示しておりますので、これ自体を変更するちゅうのはなかなか厳しいものがあると思います。

あとは、町として、川南町にとって子供というのの重要性は認識しておりますので、具体的なことは、また今後の検討課題になるかと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 大筋合意に対する評価についても、重要5品目を関税撤廃の例外として、段階的な関税撤廃も認めないという国会決議が守られたのかということについて、町長答弁では、はっきり私には聞き取れないんですが、同僚議員がさっきのＴＰＰの質問において、本町への影響の出る前に、まだ20年ぐらいはかかるので、それでその間に、体力があるうちに具体的な対応もやっていきたいというような答弁だったと思うんですが、20年で言うけれども、実際に目の前に、毎日農業している人たちの不安というのは大きいので、町長としてはつきりと、国に対して川南町の農業を守るという立場はわかったんですが、やっぱり胸を張って大きい声で言ってもらいたいと思うので、どうですかね。

○町長（日高 昭彦君） 大筋合意について、政府の見解は、議員も言られたとおり、しっかり守れたという見解を出されております。

しかしながら、我々としては、やはり農業山地として、農業をする地域として、やっぱり不安は覚えてるのは現状であると思います。当然その声はしっかりと国に届けるのが我々の役目だと思っております。

○議員（内藤 逸子君） ＪＡ中央会会長の森永会長は、「憤りを抑えることができない、国会決議に反している」と明確に述べられています。森永会長は一面的で間違っているからでしょうか。また、単に、ＴＰＰからの否定的な影響を受ける農業団体の役職をなされているからでしょうか。

例えば、牛肉の関税、38.5%が96.6%も削減されて9%に、豚肉は、キロ482円が89.6%削減されて50円に、原形をとどめることができないのですから、明らかに決議に反するものです。9%でも50円でも、残っているから決議に反していないという意見は、それは詭弁です。

森永会長のコメントは、一つの農業団体の代表という狭い域からのものではなく、国の礎である農業をないがしろにする合意内容には到底納得できないと述べているように、国民の食料をこれ以上外国に委ねることは、日本国の存亡にかかわる問題として、深く大きく、そして危機感を持って捉えているからであると思います。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 意見はさまざまあると思います。試算の仕方も、これで国益として、日本としてプラスになるという試算も出てますし、明らかに経済が落ち込むという試算もあります。

どちらにせよ、やはり今議員が言われたとおり、森永会長の言葉を借りるまでもなく、今我々が、じゃあ川南町が何を守るのか、川南町を将来どうしたいのかという意味において、やっぱり農業という産業がございますので、その点に関しては、常に備えをしながら今後に対応していきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） TPPは厳しい面だけではない。例えば、アメリカへの牛肉の輸出が40倍にふえると言っておりますが、これは、現在アメリカから輸入されている量の3.3%であり、現在の国内生産のわずか1.7%であります。輸出はふえないよりふえたほうがよいことに決まっております。しかし、TPPによって、瀕死の重傷を受けながら、生産量のわずか2%にも満たない輸出によって、畜産が全体として振興することなどあり得ないことがあります。

TPPは、農業分野においては、マイナスの影響を受けることは明らかで、当初関税が撤廃された場合の被害額が示されましたし、自給率は15%まで低下するとも言われていたと思います。TPP協定で、本町のどの分野に、どれほどのプラスマイナスの影響を及ぼすと試算されているのでしょうか。

先ほどの蓑原議員の質問に対しても、今の町長の答弁にもですが、何か漠然としているので、もう少し試算されていれば、教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

国会決議の検証につきましては、1月に、また再度検証といいますか、そういったことがされると思います。

本町の影響についてなんですが、まず牛肉でいいますと、和牛、F1、ホル斯坦とあります。和牛につきましては、特に宮崎牛と言われる4等級以上というものは、品質の格差ができておりますので、その面においてはプラスになると、輸入する分においてプラスになると考えております。しかしながら、F1とホル斯坦につきましては、価格が低くあります。海外から安い牛肉が入ってきたときに、この品質と価格において競争がされるという

ことが懸念されております。

豚肉につきましては、関税自体が差額関税制度という形で、特別な関税制度を設けられております。これは輸入業者についてでありますけども、基準が、キロ当たり524円という形で基準額を設けておりますが、例えば300円なりの安い肉を輸入した場合にも、幾ら輸入業者が頑張ったとはいえ、その差額分は関税がされるといったところから、低い肉と高い肉をあわせてコンビネーションという形で、524円に近い形で輸入をしてくるだろうというふうに考えております。

あと、考えられるのは、安い肉についてでありますが、今関税自体が482円という形になっております。発効されると、482円が125円という形になるんですけど、ある程度セーフガードは設けられてはおりますが、この125円になりますと、安い肉が海外から入ってきますので、例えば加工品なりに、まず、ハム、ソーセージあたりに影響があると思いますので、安い肉が入ってきた場合には、本町の用途の中におきましては影響があると考えております。

また、酪農につきましては、主に今北海道のほうで加工品、チーズなりを生産されております。北海道以外の、本町もなんですが、ほとんど飲料にする牛乳のみを生産しておりますので、海外から加工となるものが入ってきた場合には、北海道で9割ほど生産されておりまして、北海道のほうが影響を受けるだろうと思っております。そこで、北海道のほうが加工品、チーズなりを、今度は牛乳、飲料のほうに生産を切りかえた場合に、今度は本町のほうにも影響が出てくるのではないかなどというふうに考えているところです。

以上であります。

○議員（内藤 逸子君） 農業分野に決定的な影響を受けることは間違ひありません。それは農家の所得、それは地域の経済に影響を与えます。農村が衰退することによって、環境が壊れ、コミュニティーが壊れ、このような影響まで当然算出されるべきでしょう。

農業以外の他の分野が潤い、差し引きペイされるとも考えられているのでしょうか。口蹄疫のときの経験からも、川南町全体に影響する問題だと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 口蹄疫の例を出されましたけど、やはり、一つの事象でいろんなどこに影響が出るのはもう承知しておりますし、一度我々も経験しております。ですから、想像できる範囲で、予想できる範囲で備えをするっていうのは非常に大事なことだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 先進国の中で、食料自給率が5割を切って39%というのは日本だけです。その主要な要因は何だと理解されているでしょうか。また、自給率は高いほどよいが、39%で仕方がないと思われているのか、率直に伺います。

○町長（日高 昭彦君） 数字だけをいえば、やはり國の方針も出しておりますので、自給率39%は非常に低い状態であると思います。健全な方向に向かうべきだと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 日本はカロリー自給率39%です。日本人の体は6割以上が外国産ということです。こんなに食料を粗末に考える国はありません。自分たちが生きていく食料

をどう守るのか、今回の合意の情報を後悔させる必要があります。

宮崎市で11月20日に開催されたＴＰＰ報告会説明の大半は、交渉の経緯についてで、合意内容や影響ではなかった、肩透かしで終わったとの報道です。農家の不安や実態を国に訴えて、合意の情報をつかむことはできますか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 我々の使命は、常に情報を公開することが一つあると思っておりますので、これまで法的に出せなかつた経緯も聞いておりますが、今後は、今議員が言われるように、経緯の公表ではなく、しっかりとした情報が公表できるように、また我々もその情報をしっかりと把握するために、ともに訴えてまいりたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 自給率が39%と低いのは、農家の働き方が足りないわけでも、農業技術が低いわけでも、耕地面積が少ないからでもありません。他の先進国に比べ、比べようのない異常なまでのアメリカ追随があります。特に、農業や外交、軍事の面で、アメリカにノーと言ったことがありません。

もう一つは、これまた異常なまでの大企業優先で、特に輸出大企業の利益を確保するため、農産物の輸入の拡大を続け、日本農業を犠牲にしてきたことにあります。それは当然のことながら、食料主権、食料安保を放棄しているのであります。

特に、安倍政権になって、この2つの異常は、これまでの歴代政権の枠を超えていると思います。ＴＰＰも沖縄の辺野古も、安保法制も、この異常がきわみに達しているのであり、したがって、国民や沖縄県民の声には耳を貸さないのであります。ＴＰＰの推進は農業の問題ではなく、まさに日本の主権にかかる問題であります。1戸当たり耕地が100倍も1,000倍もあるアメリカやオーストラリア、ＴＰＰにおいて、これからさらに競争させるなど、正気の沙汰ではありません。

政府は影響額も出さないままの対策、大綱を出しました。最近のニュースによりますと、安倍政権はその詳細を国会にも十分に説明しないまま、対策へ動き出しています。11月25日には、ＴＰＰ関連対策大綱を決定、国の形を一変させかねないＴＰＰの大筋合意を国会にも報告せず、国民的論議もないまま、既成事実として押しつけようとしているのです。来年の参議院選挙対策であることは明白です。本当に無責任で、党利党略であると思います。

大筋合意で終わりではありません。蓑原議員も言われましたが、発効までには成文の完成から署名、各国の批准が必要になります。米国の事情で、署名は来年2月以降です。発効には、少なくとも国内総生産で85%以上を占める6カ国以上の批准が必要とされます。日本と米国のどちらかが欠けても発効しません。米国では来年が大統領選挙の中で、ＴＰＰ審議どころではないとされます。

大筋合意に対し、早くも議会指導者から不満の声が聞こえます。国民の間でも、雇用や食の安全を奪うなどと反発が広がっています。日本が批准しなければ発効しない仕組みもあります。国に対してＴＰＰを批准しないよう求めますか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） なかなか大きな問題をいろいろ提案していただきました。日本が

批准しないように川南町が手を打つかという、そういうことも含めて、今いろんなことが言われております。議員が言われるように、大企業優先であるとか、アメリカを意識しすぎだとかいうことがあるかもしれません。

しかし、やはりこれは国民的な非常に大きな問題でありますので、当然説明が足りない部分、我々にまだわからない部分については、しっかりと説明をしていただくように当然要求をしてまいるつもりであります。

○議員（内藤 逸子君） 地域でとれた農畜産物や加工品をその地域で食べる、学校給食で地産地消の取り組みが進められています。その地域でつくり、生産者の顔も見られるから安全、安心です。TPPで農畜産物の関税が撤廃され、何が入っているのかがわからない安い食材が今まで以上に入ってきたら、食の安心、安全が崩されてしまいます。TPPに含まれるISD条項によって、地産地消や国産畜産物の採用など、国内の学校給食の取り組みがアメリカ企業にとっても不都合だ、もっとアメリカ産食材を買えと訴えられるおそれもあります。

子供たちが食や農業の大切さを学ぶ上で重要な役割を果たす学校給食、全ての子供たちの健やかな成長を願う上でもTPPは大きな問題があります。地域で頑張っている農家経営、兼業農家など、現に生産に携わっている多彩な担い手を援助する農政を私は求めたいと思います。

町長はきょうの同僚議員の質問に対して、重要なのは人づくりだと申されました。このことについても頑張っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 人づくりの重要性については、何ら変わりなく、今後一番重要なことの一つだと捉えております。

○議員（内藤 逸子君） 次に、2点目に移ります。

インフルエンザの本格的な流行を前に、予防接種料金が値上がりしています。乳幼児の親は、子供は2回打たなければならず、負担感が大きい。値上げの影響で、原則2回の接種が必要なため、負担増に頭を痛めている。値上げの影響で接種する人が減って、インフルエンザが流行するのも怖いが、高すぎるので大人は我慢することになる敬遠がふえ、流行が懸念されます。自治体によっては、料金格差があるのは不平等ではないでしょうか。現在の利用状況はどうなっていますか、伺います。

○町民健康課長（三角 博志君） 現在インフルエンザの発生状況でございますが、国民健康保険の数値でしか把握はされておりませんが、平成24年度、561人の外来がございます。平成25年度、712人、平成26年度、784人の方々がインフルエンザに発症しております。

そのうち、6歳未満といわれる方々が、平成24年度、98名、それから25年度、210名、平成26年度、158名感染しております。一方、小学生のほうは、平成24年度、55名、平成25年度、82名、26年度、90名というような方々が発症しております。したがいまして、今小学生の数値がかなり6歳未満よりも低いということは、かなり、任意予防接種でございますので、

個人の予防接種がふえているのではないかというふうに推測をしております。

予防接種につきましては、どれくらいの人が受けているのかというところは、今現在のところはまだ把握はされておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 一般的に、学校や保育園、幼稚園で流行すると、あつという間に広がります。インフルエンザは、風邪と違って感染力が強く、症状が厳しいことで知られています。体の抵抗力が弱い乳幼児や高齢者にとっては、命にかかわることもある感染症です。

インフルエンザによる重症化を防ぐには、予防接種が有効と言われます。保育園や学校は絶対休み、会社も出社できません。1回の接種料金は3,000円台から5,000円台と幅があります。インフルエンザ予防接種は、高いので我慢でよいのでしょうか。

先日の自治公民館事業で、花いっぱい運動では、雨で作業は延期となりましたが、子供会の交流会は行われました。そのときのお母さん方の話では、インフルエンザを打ちに病院へ行ったが、子供2人で6,000円、2回となると1万2000円、親は我慢することにした。「ええ、そんげ高いつや。」との声も聞きました。助成事業は大切です。いかがですか。

○町民健康課長（三角 博志君） 議員御指摘のように、予防接種は発症を抑えるという効果、それから重症化を防止するという観点から、非常に有効だというふうに考えております。厚生労働省の報告にございますと、その効果は20%から50%というようなことでございます。予防接種をしたからといいまして、必ずしもかからないというようなことではございませんが、先ほど申しましたように、重症化も防止できるというようなことから、積極的に接種を受けていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） インフルエンザは毎年12月から3月にかけ流行を繰り返し、人口の5から10%が罹患すると言われています。昨年、宮崎県では、1診療機関当たりの患者数が2週間連続で全国最多となり、過去5年間で最大の流行となるなど猛威を振るいました。

ワクチン接種の効果は重症化を防ぐことにあります。自治体によっては、既に小学校卒業まで助成しているところもあると聞いています。川南町の誇れる事業の一つとして、インフルエンザ予防接種への一部助成、せめて半分の助成はできませんか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 子供たちに対する助成、いろんな意味で人づくりが重要とも先ほども答弁いたしましたし、今後について、やっぱり必要性を感じるものに関しては総合的に判断をさせていただきたいと思います。現にいろんな助成もしておりますので、ここの即答はできませんけど、これから検討等ということで検討したいと思つります。

○議員（内藤 逸子君） 期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間、休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（税田 榮君） 通告による一般質問を行います。

高齢化に悩む農業においては、地域農業や農業社会にかかわる人材を確保することが、また育成することが大きな課題となっています。2012年度から始まった人・農地プランの青年就農給付金の影響もあり、農業における人材確保について、全国的に関心が高まっています。

町長は今回の所信表明でこう言われました。川南町の先人たちは、何もない所から耕地を切り開き、自分たちの力でまちを発展させてきました。これからも発展し続けるために、みずから考え、みずからを律し、自分の力で道を切り開く、自立自走のまちづくりを目指しますと、そのようになることを私も願っています。

そこで、次の点について質問をいたします。

農業の人材について。

1、これまでの人材確保（跡継ぎ）のあり方はどうだったか。今後の人材確保はどうするのか。外部人材、新規就農のことですけど、申し込みは現在今あるのか。今後はどうするか。新規就農者に重要となる支援措置は何か。

以上のことについて質問いたしますけど、詳細については質問席で行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの税田議員の質問にお答えいたします。

御自身が農業もされておりますし、そういう思いを非常に感じる御質問をいただきました。農業の人材についてということでございます。

1番目に、これまでどうやってきたのかということですが、大きく分けて2点、一つは制度資金等を使った体制としての支援をしてきたところでございます。もう1点のほうは、SAP、いろんな青年部も含めた農業者全体の組織としての支援の充実、組織の充実を図ってきたところでございます。

今後についても、当然今までのようになっていくところでございますが、本町においての今後の後継者といわれる方がいる農家が42%であるようでございます。今後、この方々も含め、新しい支援体制というのを現在検討中でございます。来年度からということで、今はまたいろいろな形で皆さんに御相談をできたらと思っております。

3つ目の外部人材、新規就農者の申し込みということでございますが、27年度に関しては3人の方が、そういういらっしゃいます。来年就農予定っていう方が、現在のところ1名と聞いております。今後は、やはり新規就農者だけに限らず、やはり農家の担い手という枠の中で何とか増加していくように、確保できるように努めていきたいと考えているところでございます。

4つ目のほうも、先ほどと重なりますけど、いろんな支援の方法があるかと思いますが、今全国的に身近なところで聞く話題は、最初の設備投資が非常に厳しいと、いろんな台風とか

地震とか、そういうのに備える分、やっぱり費用も増してきますので、まずは研修制度でありますとか、きょうの宮日新聞も載っておりましたけど、まず体験する、就農を研修していくだけ、そういう事業も含めた今後のあり方というのはこれから検討すべきだと考えております。

以上です。

○議員（税田 榮君） それでは、順を追って質問いたしますけど、これまでの人材確保を、跡継ぎのあり方ということですが、TPP問題とか農業について、いろいろきょう同僚議員の皆さん方が質問をされたんですけど、私が思うには、何をやるでもですけど、特に農業なんてのは、自然を相手にして自分で考えなければなりません。それで、人材というものがもう非常に大切なんです。人材がだめな人は何やってもだめと言いますけど、特に農業は、人材の頑張りと根性と研究心がなければ、とても後継者を、自分の息子がほんならつうような農家にはなりにくいと思っております。

それで、私これまでの農業の人材確保とその育成はということをちょっと質問したいんですけど、私が思うには、私的単位、親父から息子、じいちゃんから孫というように、私的単位で後継者がつくられていたというふうに思うんですけど、どこの集落でも、古い集落には今三世代という農家がなかなかもうないような気がするんですけど、町長はどう思われますかということを今から聞くわけですけど、その私的単位で人材育成をしてきたということに対して、町長はどういうふうに思われておられますか。

○町長（日高 昭彦君） 「してき」単位というのがどういう字かちょっとわかりませんが、言われることは、家業を親から継ぐという意味での就農。現在は、言葉が適切かどうかわかりませんけど、ある意味勤めとしての農業、また全然関係ないとこから新しく始める農業、そういう可能性もあるし、現にそうしてると思っております。そういう可能性は今後検討していくべきだと考えております。

○議員（税田 榮君） ちょっと「してき」ということについて、私はわかつちよつたつもりですけど、わかってないということになれば大変んですけど、「してき」というのが、私は「私的」なんですよ。自分が自分の息子とか自分の知り合いとかに跡を継がせるようなことで、後継者、人材をつくってきたと思うんですけど、私的単位で経営主から後継者に家と経営を継承されて、今までの農家というのは来たと思うんですよ。それがうまく継承されてきたかどうかで、農家の跡継ぎというか、農業する人が減るというふうに私は思ったんですけど、町長、うまく継承されて、川南町の農業は來たとお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） うまくできたかどうかという視点と、先ほど後継者がいる農家が今42%と申しました。この数字をもって、うまくいってるかどうかよりも、今後そういう農家が何人必要なのか、この川南町を支えていくのにどれだけの人が必要なのかという点においては、今現状としては足りないと思っております。ですからそれは、これから頑張るしかないと思っておりますが、やはり農業をどう捉えるかということになると思います。

産業の一部であるのは当然ですが、一つは地域を支える面、多様性っていうか、農業の多面的機能とも申しますけど、あとは地域の文化であるとか、農家がいること、集落が存在することが、やはり川南を支える一つの大きな要因であると思っておりますので、これから体制の整備の仕方っていうのは新しい段階に来たと思っております。

○議員（税田 榮君） 人それぞれの考えがあって、親がいつまでも経営を息子といいますか、後継者になるような人に譲らんと、若者の考え方や農業のやり方に文句を言う、親子の対立が起こるわけです。今まで起こっていた可能性があるんです。全部とは言いませんけど、そうした場合に、その跡継ぎに予定しておった人たちが、もう知るかというようなことで、家を出たり村を出たり、早う言えば離農するわけですから、してたと今まで思うんです。

それで、それをせんかった親子の対立とかがなかった家は、今農業継承している人たちだと私は感じてるんだけど、その中でも、男の子がもし家族におれば、非常にその対立の仕方という中でも打ち解けてできたと思うんですけど、運悪く女の子だけしか産まれなかつた農家さんは、非常に骨折って農業の継承をされてきたと思うんです。養子縁組と簡単に言いますけど、なかなかもう今はそういうのも考えられんで、独立した農家の結婚になって、その後その家に継承するというような形に、現在とか今までなってたと思うんです。それで、今これまでの人材の確保ということについては、大体そういうことやったと私は思うんです。

今度は、今後の農業人材の確保はどうするかということについて質問をいたしますけど、個々の農家単位から地域単位に拡大することで、人材育成と確保を目指す方法もあると思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） そのとおりだと思っております。それぞれの農家単位から、一つの組織としての取り組みというところに考え方をシフトするべきだと思いますし、もうそうしないと、これから集落、非常に守っていくのが難しいときに来ていると思つります。

○議員（税田 榮君） 集落へ、どこの集落も高齢者が多くなって、平均的に見ても経営主は65歳以上のような状態なんんですけど、私がここで言いたいのは、法人化についてなんですけど、法人化するにはいろんな方法と条件があると思いますけど、私が思うには、川南町の場合には、お金を出し合って法人するというのもあるんですけど、それなかなか難しいと。そんなお金があるなら、後継者がおるはずじゃということになるんですけど、そこで、土地を法人に提供して、組織委員になるわけですよ、高齢者は、自分の持ってる農地を。そういうふうなことを、まず集落でやるのが一番気心が知れちるし、安心してできるんじゃないかと思うんですけど、集落単位の法人化というのは、まだ川南町では見ておりません。法人は何ばかあるわけですけど。

ひとつ、私の大久保地域といいますか、あっちのほうを考えてみると、五、六軒の方が、中国とかよそからの雇用あって、法人化して五、六軒あります。法人と名をつけてなくても、そういうふうな雇用をしておられる方はおられるんですけど。そういう個々の単位は、優秀

なリーダーがおってそれができるんですけど、ほかのそういう人がいないところになつたら、振興班単位ともいいませんけど、集落の中でそういう土地を提供して、みんなで土地を利用して、昔で言えば、何とか農事組合みたいなような方法でやれば、その集落の若い人たちには、隣近所の土地の提供を受ければできるんです。

それで、例えば、番匠法人というような集落法人みたいなのを考えたほうが、人材を確保するのには大事つつうか、その道のほうが確実性があるんじやないかと思うんですけど、長老のほうとしては、そういうふうな動きというか、地域的に始まつたら相談にのってもらわにや困るんですけど、早う言えば、そういうことに対してのやる気がありますか。町長の考えをお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 町長がやる気があるかということですが、非常にありますし、今現に担当課のほうで、一般的には農地中間管理機構というのもありますし、担当課のほうは担当課のほうでいろんな考えを持っておりますので、答弁させます。

○産業推進課長（山本 博君） 稲田議員の御質問にお答えいたします。

まさしく稻田議員が言われるように、地域でその地域の農業をどう描いていくかということを考えて取り組んでいくことが非常に大事だと考えております。

人・農地プランというのがありますと、川南町内でも人・農地プランを策定をしておりますが、例えば稻田議員の地区なりで、その地域の農業をどうしようかということで、人・農地プランの計画を作成しまして、その地域内で今後のビジョンを描いていくということが大事だと思っております。そこに農地中間管理事業というものを絡めまして、農地の賃貸借を成立させまして、そこにいわゆる法人化をつなげていければいいんじゃないかなというふうに考えております。

また、新規就農者につきましても、農地の取得というのがやはりネックとなっておりますので、その地域の中でお世話といいますか、こういったところがあるよ、借りるところがありますよというような形でサポートをしていただけると、よりいい方向に行くんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（稻田 榮君） 今、人材について質問してるわけですが、現在農業マンとして活動している人たちを長く元気で活動してもらうのが、私、村でいろんな人たちとの話の中で言うんですけど、現役40前後の経営主は、もう榮さん、そん新規就農も大事やけど、現在頑張ってやりよる組を何とか生き残るごつすつとのほうがいらっしゃねえのという話を聞くんです。現在頑張っちょほう、わっどんが頑張ってくれんとてなんちゃと言えんんですけど、そういう現在今、もうからんでももうかっても、一生懸命頑張ってる現在の農業をしている人たち、この人たちの優遇というのは、私はする必要はないと思うんです。優遇されたら、もうまた甘えるんですよね。じゃから、今んまでいいから、それでも本当に困ったときには相談に乗るというようなことは考えていてほしいと思います。

それから、これはちょっと教育長さんにも内容が来ると思うんですけど、小学校、中学校の男女問わず、学校教育の中で、将来の農業に対する川南町独自の人材を育成することはできないかということなんですが、私は一つ例として、例えば学校給食あるんですけど、きょうの給食の内容は、そしてその食材は何が使われていて、その食材の特徴は何かという1品目でも、肉なら肉について説明を、給食の先生といいませんけど、担任でもいいんですけど、そして……。

○議長（川上 昇君） 稲田議員、質問の内容が、この通告内容の中には今の内容はないんですが。

○議員（稻田 榮君） 済いません。それで、川南町で確保できる食材であるよというようなことを教えて、この時期の子供たちから人材育成に入ったほうがいいんじゃないかと言いたいんです。

それで、ちょっと給食要らんことやったかもしれませんけど、農業に対する体験学習を行って、川南町の農業の実態に触れてもらうようなことはできないかどうかということを町長にお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） 例えば、農業青年部、議員の息子さんもそうですけど、学校においていろんな活動を一緒にしていただいております。田植えであったりとか稲刈りであったり、あとは芋掘りだったりということをやってると思つります。まず、できる範囲で、そういうことは、地域とともに今後の学校があるといいい面と、産業の中で、地元の産業を感じるという面において非常に大事な視点だと感じております。

○議員（稻田 榮君） それでは、従来の個人農家の跡継ぎの確保をすることは当然大事なんですけど、各農家じゃなくて、農家以外の農業をやりたい人を探すとか募集することが、今どこの県下でもそういうことが広まってるんですけど、川南町ではその方面のPRはどうしておられますか。

○産業推進課長（山本 博君） 今いろんな自治体におきまして、県外等におかれまして、いろんな農業のPR等をされておるようありますが、今現在川南町におきましては、その活動は行っておりません。

今行っておりますのは、農業大学校に農業実践塾というものがありまして、このような研修する場所がありますよといったところで広報をしております。

川南町で新規就農をされる方、非農家、特に多いんですが、そういった方は農業大学の実践塾を利用し、研修を修了しまして、就農するという方が最近は多くなっております。

以上でございます。

○議員（稻田 榮君） 川南町の農家から、ほかの職についていて、離職したり定年退職した人に農業をやってもらう、これはもう年齢がばらばらになると思いますけど、これも町としての一つの、農業人材を集めて活躍してもらうのに必要なことだと思うんですけど、具体的にはIターンとかUターンとかいろいろあるわけですが、その人たちについての、今課

長が言われましたように、農大校に行くとか、そういう農業実践塾に通うということではなくて、実際近所において、そこの農家の土地を買って、ほんならやろかというような人も、普通若い人を思うんですけど、定年退職したり、高齢になって離職して帰ってきた人たちが農業をやろうとした場合に、その助成というか相談窓口いうのは、どこに持つていけばいいと思われますか。

○産業推進課長（山本 博君） そのような相談等につきましては、やはりこの産業推進課窓口になりますので、こちらに相談をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） それでは、そのようなことから、人材確保がなかなか思うようにはいかんじやろうと思いますけど、それで、ここで、新規就農というか外部人材のことについてますけど、今川南町には、町長の返答の中に、ことし3名で来年が1名ということですけど、これ、5年も10年も先の申し込みはすぐはないと思うんですけど、それらの申し込みが来たときの川南町の特徴というか、天候のこととか三大開拓地であるとかいうような、もうはよ言えば、事前教育みたいな川南町についてのPRというか、認識させるというようなことはないんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 結論から言うと、今考てるんですが、まだ構想の段階でありますし、まだ議員の皆様にも、職員とも細かくは詰めておりませんが、一つは、まちがつくる、やっぱりある意味工業団地が見えるような形の農業団地、ハウス団地、そういうことも一つは想定はされると思います。

また、もう一つは、今、済いません、これはあくまでも今プランという世界で聞いていただきたいと思いますけど、今地域おこし協力隊が来ていただいております。ことしから来てもらってきてますが、今の3人じゃなくて、まだ今後、地域の中で、新しい形の農業を、モデル地区がもしできたらなという構想もありますので、今後またそういう具体的な話が計画ができたら、また皆さんに御相談をさしていただきたいと思つります。

○議員（税田 榮君） 川南町は三大開拓をやって成功した事例の一つだと思うんですけど、それは何でかということは、穏やかな町民性があったということで、誰でも気軽に相談に乗って親切に世話をやってやったということが、この開拓の成功じゃったと思うんですけど、そこんとこを新規就農者にはとくと言うて、誰にでも相談できるんですよというふうなことをPRしたほうが、川南町に行こうかどこに行こうかと悩んじょる人たちが、決断がしやすいんじゃないかいと思うんです。

それで、私一つ、新規就農者に重要となる支援措置は何かと、これを一番聞きたいわけですけど、これ最後に持ってきたのは、今までしゃべったようなことでどうなるかということを今から聞くわけですけど。新規就農者は、町長、もともと農業に基盤がない人が多いんです。受け入れ側の支援が必要というか、ないと、新たな経営を開始するには経営資源の取得や経営能力の向上、地域との関係構築を短期間に同時にやらないと、新規就農した場合に成

功しないと思うんですけど、そこで、受け入れ側の支援措置になるんですが、川南町はそのことだけに対して、大まかでいいですから考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども関連する答弁をさせていただきましたが、あくまでもまだ構想という形で聞いていただきたいと思いますが、例えば志布志農協の中にピーマン部会があるんですが、そこはピーマン部会がハウスを所有して、そこで研修をさせるという形で1年目研修をする。2年目に、アパートを借りる状態で家賃を払って自分で営農する。3年目に適性を判断して、無理な方は、またお勤めなり方向を変えてもらう。そのしっかりと目標と適正を見きわめた上で就農させるという方式をとっており、私の聞いてる範囲、7割の方が、もうよそから来た若い夫婦で定着しているという情報も聞いておりますし、今後川南町として、議員が何度も言われておりますけど、外から来る人、農業以外から参入する方が一番困るのは、やはり初期投資と地域とのつながりだと思いますので、そこを我々公的機関、公共機関が、何とか助成とかいろんな形があると思いますけど、うまくつないでいけないかなということは考えております。

○議員（税田 榮君） それでは、私の思っている支援措置について、5つぐらいあるわけですけど、それを一つ一つお聞きしますので、町長の明確な返事を希望するんですけど、もうわからんところはわからんでいいです。

きめ細かい就農相談が必要であるということは、もう新規就農者にとって大事なことです。

まず1つ目が、農地の確保なんです。この農地も、借地が主体になるんです。借地ということになると、地主がおるわけですけど、地主の信頼がないと、個人とか相対やった場合にはまず貸してくれません。そこで、中間管理機構といいますか、今農業公社の枠の中にいろいろあるわけですけど、その活躍といいますか、世話が、まず一番先出てくると思うんです。

それから、まずハウスで就農したいという人は、ハウスの新しいのをつくるということは、投資的に非常に多額になりますので、中古でもう農業ようせんと、まだ修理すればできるというようなハウスがあるかないか。

そして、土地の購入をしようと思うちよる人は、今その川南町のいろんな土地のランク的に値段が違うと思いますけど、そういう土地の値段の公表を私はやってほしいと思うんです。

まず、土地についての質問ですけど、これ町長、どうお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 農業をする場合において、農地、土地ちゅうのは非常に重要な資源でございますので、今言われたように、何らかの機関で、それは農地中間管理機構も含めて把握する必要があると思いますし、我々ができる事をしっかりとやりたいと思つります。

○議員（税田 榮君） それでは、今度は住宅のことです。

研修といいますか、農大に行くとか、さっきアパートいうのありましたけど、まず研修の段階から、住宅、宿泊まりするところが必要なんです。それが、将来に続くような住宅があ

ればいいんですけど、それが条件としましては、その農地、自分が借ろうとしたりする農地の近くに空き家があるかとか、貸す家があるかとか、その家はどのくらいの、もし貸すところやったら、何ぼぐらいで貸しやっとやろうかいという、こういうちょっと具体的なことも考えちょかんと、してから慌てて家を探したり、何のかんのしよるようなことではなかなかいかんと思うんです。町長どうですか。

○町長（日高 昭彦君）　まさに、御指摘のとおりだと思います。そういう準備も、今後必要になってくると考えております。

○議員（税田 榮君）　その次は農機具なんです。

農機具の確保、これやっぱ、くわや鎌ではとても今の農業は間尺に合いませんし、収益も上がりません。それで、新品の機械を買うということになると、またこれ多額ですので、中古の機械があるか、またその中古の機械を貸してくれる人がおるか、こういうことも必要やし、もしその機械が手に入っても、メンテナンス、修理とかそういうことに対しての、JAさんに頼まないかんとかなと思うんですけど、そういう方面の考えも必要じやと思うんです。じやから、役場で農機具を貸すとか売りたい人はおらんかということは、JAさんがやってくれて、役場にしてくれればいいと思いますけど、それじやなくて、JAを好かん人がおつとですよね。そういう人たちは協力しませんので、ちょっと産業課長、農機具の中古を貸すとか、売るよというようなとこがあつたら調べておいてほしいと思います。

時間があんまりなくなつたので急ぎますけど、それから、資金の確保です。お金。これはもう個人的にはばらばらですので、私はなかなか全員のことは言いにくいんですけど、国の就農給付金制度ちゅうのがあるんですけど、これ45歳未満なのですよ。45以上の人には、この枠に入りませんので、どうしても若い人だけと就農思いますけど、やっぱ中年のパワーで、今からやる人たちは45ぐらいの人もおると思うんです。そういうときの支援というのは、国の役がなければ、県や町やでの支援は、町長どうもならんもんでしょうか。お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君）　これから先において考えられること、必要なことというのは、トータルとしてやっぱり判断すべきだと思います。先ほどの機械のことも今回のこと、資金のことですか、想定できることはいろんな角度で検討すべきだと思います。

○議員（税田 榮君）　この機械とお金のことは、考えるとはいうことで承っております。

ほんで、もし就農できたとした場合、今度は労働力の確保なんです。これ、就農後のフォローとして、相談に乗る機関というか、やっぱそういうところを設けておかんと、就農はしたが、健康ならいいんですよ。もし夫婦2人で来たとして、どっちかが病気になった途端に、もう就農生活困りますので、そんときの労働力を、ほな誰に頼むかということになるんですけど、川南のシルバーがあるわといえばそれですけど、シルバーじやなかなかうまくいかんちゅつと、シルバーの方に失礼ですが、そういうとこもやっぱ役場のほうで対応できるようなことを考えておかんと、今からいかんのじやないかと思うんですけど、どうですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘いただいた点は、本当に就農するに当たり全て重要なことであり、それは税田議員が今までされてきたから気づくことであると思います。要するに、必要なことは当然我々も準備すべきであるし、現在、両町等農協三者会議の中に、また別枠でワンフロア化というのも進めております、農業公社を中心とした。何がしかの組織っていうのは、今後当然必要になってくると感じております。

○議員（税田 榮君） これからが、ちょっと私が皆さんといいますか、町に一番聞きたいんですけど、地域融合です。新規就農者の場合、新規就農者が川南来て始めた場合に、地域融合という言葉が何かの本にあったからここで持ってきたわけですけど、地域との信頼関係が成り立たんと、なかなか難しいんです、農業は。孤立してやれるものじゃないんです。道づくり、井手さらい、いろんな行事に参加せんと、これ地域の仲間として認めんとですね。それができて、そりや薬かけたほうがいいどとか、これかけとか、そういうふうになると思うんです。それを、そういうことをなるまでに時間がかかるんです。

新規就農で来た人たちは、私は全員とは言いませんけど、考えの、農業に対して甘い考え方で入ってくる人がかなりおると思うんです。そういう人たちの場合には、そういう支援する人たちを支援するのは、ここにあるんです。尾鈴地域農業再生協議会と尾鈴地域農業担い手総合支援協議会っていうのがあることはあるんです。電話番号があるから、あるんじやろうと思いますけど、こういう人たちを通じて、また農業委員さんたちを通じて、仲立ち制度みたいなのをつくっちょかんと、とても地域融合になる前に、もうやめたというか、だめじやというような考えになると思うんです。この地域融合をぴしゃっとせんと、新規就農で川南町に来られた人たちは、お金も必要です、何かに必要です。精神的に気持ち的に、地域住民から仲間に入れてもらわんと、入れてもらえんと、就農して成功はとてもできるもんじやないと思うんです。

そのことについて、これは町長にお願いしたいことになるんですけど、そういうふうな仲立ちを協力的に行う指導機関や指導者の充実を町長つくってほしいんですけど、これだけは、やるかやらんかをお聞きします。

○町長（日高 昭彦君） 今言われた地域再生協議会、担い手協議会、もう既にこれと尾鈴農業公社を含めて、一つの組織を今つくり上げようとしております。議員が言られたとおりだと思いますので、当然これは今やりつつありますし、定住促進のときにも質問されたかもしれませんけど、全ての方を受け入れるんではなくて、我々は農業地域であると、地域とともに生きるんだということを先に申し述べて、失礼ながら、やはり面接と、そういう形もとって、本当にこの地区になじんでいただけるとそういう方々、確信した人たちに就農していただきたいというふうに私は考えております。

○議員（税田 榮君） それでは、私も考えが甘いので、町長はやるということにしたというふうに認識します。

自然と調和した輝くまち新生かわみなみになるように私も願っておりますので、これにて

質問を終わります。

○議長（川上 昇君） ここで、児玉助壽君から発言を求められていますので、これを許します。

○議員（児玉 助壽君） 先ほど質問におきまして、誤った確認のもと、前総務課長の決裁印があると不適当な発言をしましたことをおわびし、発言の一部取り消しをお願いして、おわび申し上げます。

○議長（川上 昇君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時53分閉会
